

意 見 書

2010年12月23日

大阪地方裁判所 第17民事部 御中

早稲田大学法学学術院教授

法学博士

水 島 朝 穂

本意見書は、第二次世界大戦当時のわが国における防空法制について述べるものである。

戦時中の国民は、空襲が予想される都市からの事前退去を禁止されるとともに、空襲時における避難すら許されず、消火活動を義務付けられていた。そのために空襲の被害は著しく重大なものとなり、犠牲者も膨大な数にのぼった。

また、政府・軍部は、空襲の危険性を事前に国民に伝えず、空襲が本格化した以降も空襲被害の実相を隠蔽した。これにより国民は空襲時に身を守る方法を知らされず、被害は重大化した。

これらは、日本政府が空襲被害者に対して補償する義務（作為義務）を発生させる先行行為となるべき事実である。

以上の点について、後記のとおり意見を述べる。

第1 防空法の制定経緯

1 はじめに——防空法の制定・改正の経緯を知る重要性

第二次世界戦中の日本国民は、「国民防空」の体制下におかれて、都市からの事前退去を禁止され、空襲時の避難も禁止された。それにより壮絶な空襲を直接に受けることを余儀なくされ、自己の身体や家族の生命を奪われるなど深刻な被害を受けた。

これらは、被告国が全国民に課した防空義務に由来する被害である。

空襲下の国民がおかれた状況を理解するためには、防空体制がどのように創設され、どのように国民の義務が強化されていったのかを知ることが不可欠である。

以下において、防空法の成立および改正の経緯について述べることにする。

2 防空法にいう「防空」の意義——軍民一体の「国民防空」

防空とは、敵機発見のための防空監視や空襲警報発令のほか、爆撃を受けた際の災害対応などを含む態勢および活動全般を指す用語である。

防空法1条は、防空の意義を次のように規定する。

防空法 （1943年改正後の条文）

第1条 本法ニ於テ防空ト称スルハ戦時又ハ事変ニ際シ航空機ノ来襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ軽減スル為 陸海軍ノ行フ防衛ニ則シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ 監視、通信、警報、灯火管制、分散疎開、転換、偽装、消防、防火、防弾、防毒、避難、防疫、非常物資ノ配給、応急復旧其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事項ヲ、防空計画ト称スルハ防空ノ実施及之ニ関シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ関スル計画ヲ謂フ

防空法1条が定める各種の防空活動は、本来は国家の軍事部門や警察部門が担う事項である。日本政府はこれを国家の専権事項とせず、広く国民に防空義務を課すこととした。その方針は、第二次世界大戦の終結まで維持継続され、そのことが国民に対して深刻な空襲被害を生じさせる重要な要因となった。

防空法1条が定めるように、軍が行う防空活動（軍防空）と不可分一体の形で、個々の国民が国防目的に奉仕して、国家体制を守る義務を負うことを、「国

民防空」(あるいは、「民間防空」、「民防空」)の体制という。

「国民防空」が目指すものは国家体制の保護であって、国民の生命・財産の保護ではない。国民が保護されることは、国家を守ることにより生じ得る反射的利益に過ぎなかった。そのことは、2度の法改正により防空義務が強化され、さらには政府・軍部の情報操作によって国民は空襲から逃げる事が許されないという極めて危険な状況におかれたことから明らかである(この点については後で詳述する。)

2 「防空法」が制定された理由——なぜ戦争開始前に制定されたか

(1) 防空法制定の時代背景——「平時」における防空の必要性

防空法は、1937年3月30日に帝国議会で可決・成立し、同年4月2日に公布され、同年10月1日に施行された。

制定当初の同法の内容は、国家が行う防空に関する各機関の権限および責任の範囲、損失補償、そして防空に関する国民の義務である。

同法制定は、未だ盧溝橋事件(1937年7月7日)による日中開戦以前の時点である。日本本土への空襲は現実的なものではなかった。それでも、日本政府にとっては、あえて防空法を制定すべき理由が次のように存在した。

① 第1次世界大戦における国土防衛の重要性の認識

第一次世界大戦においてドイツが受けた空襲被害の重大さは、日本の政府軍部要人にも見聞された。これからの戦争は「前線と銃後」の区別が希薄となり、全国民を国土防衛の体制に組み込む必要性が政府軍部に認識されるようになった。

② 中国での緊張状態および戦争準備

1937年3月時点では、日本はどの国とも継続的な戦闘行為・交戦状態にはなかったが、すでに中国の支配をめぐる緊張は高まっていた。各地で小規模な武力衝突が開始されていた。政府軍部内の戦争推進派は、戦争体制の構築が必要と考えていた。

③ 全国民を戦争に参加させる「総力戦」の必要性

今後、日本がアジア地域を支配して利権を獲得・維持するためには、つ

ねに巨額の軍事予算を確保し、いつでも宣戦布告あるいは参戦をして近代戦争を遂行できるよう、人員および物資を大量確保する必要があった。戦争体制ないし戦争国家は、戦争を開始してから準備したのでは遅い。平時から全国民が戦争を支持・協力・参加する総力戦体制を構築しておくことが不可欠であり、戦争協力の世論形成も重要である。

このことを認識した日本政府は、「敵から国を守る」という意識を国民に植え付けて、全国民を「防空訓練」に参加させるなどして、戦争体制に参加することは国民の義務であるという思想および体制を全国の隅々に浸透させる方策をとった。その一環として、国民に防空協力義務を課す防空法が制定されたのである。

上記のうち、もっとも直接に重視されたのは③である。①と②は、③の必要性を高める理由である。

要するに防空法は、必ずしも空襲の急迫性・危険性を想定して制定されたものではない。その帰結として、防空法の内容はおよそ現実に国土や国民を守るうえで実効的なものではなかった。

皮肉にも、それが防空法の出発点であり核心である。このことは、2度の改正により「実戦的」な応急消火義務などが追加されても変わらなかった。後述のとおり、日本軍が制空権を奪われて敵機が多数来襲する状況が生じたら、もはや棒や砂やバケツを使った消火活動によって空襲に立ち向かうことは不可能である。防空法が可能にしたのは、「平時から国民を戦争体制に組み込み、有事の際には戦争協力を拒否できない体制」の構築であった。

(2) 戦争への協力を「法律上の義務」にするための立法

1937年3月22日、防空法は政府提出法案として帝国議会に上程された。同法案について、河原田稼吉内務大臣は次のような趣旨説明を行っている。

「単に一時的に其演習を行ふのみでは、有事の際に欠くべからざる諸般の設備を予め準備する上に於て十分ならざるの憾みもあるのでありまして、政府と致しましては一定の防空計画を樹て、それに基づき平素統制ある訓練を行ふと共に、必要な設備資材等の整備を為し、且つ其費用を負担すべき者を定め、又は国民に対して或種

の義務を命ずるの必要を感じ、即ち防空に関する法規を制定するの必要なることを認め・・・」。(『衆議院議事速記録』第28号747頁)。

この大臣答弁は、有事への準備として訓練、設備資材の準備、費用負担者の明確化とともに、「国民に対して或種の義務を命ずるの必要」を感じたことが防空法制定の契機となったことを明言している。

上記答弁は、「単に一時的に演習を行うだけ」では不十分であるとの認識を述べている。演習とは政府軍部主催の防空演習のことであり、日本で最初の都市防空演習は1928年7月5日から7日まで大阪で開催された。その後も、東京や名古屋など大都市での大規模演習のほか、各地で中小規模の演習が実施された。

防空演習を実施するだけならば、法律の根拠など不要である。個々の開催日時・場所において行政機関が地域関係者の任意の協力を得て、行政機関が作成した全国共通マニュアルを使用して訓練を実施すればよいだけである。

しかし、それにとどまらず法律による明文根拠を創設しなければならなかったのは、任意の協力による防空訓練ではなく、民間施設や関係者を強制的に訓練に参加・協力させる必要があったからである。法人・私人を問わず、権利を制限し義務を課すためには法律の根拠が必要だからである（法律留保説）。

第2 防空法の内容

1 制定時の防空法の内容

1937年制定当初の防空法は、まだ現実の空襲時における消火活動や退去禁止などは法定されていなかった。

しかし、国民は幅広い防空活動への従事・協力を義務付けられた。防毒・救護活動（6条2項）、防空訓練への参加（10条2項）防空実施時の設備資材や土地家屋の供用・使用・収用（9条1項、13条1項）、灯火管制（8条、10条3項）などである。

制定時に規定されていた罰則は、灯火管制違反（19条・8条）、資料提供命令違反（19条・11条1項）、特殊技能者の防毒救護命令違反（18条6条1項）のみであった。その後の改正後と比較すると数少ない数の罰則であるが、それまでに実施されていた防空訓練において、もっとも多数の国民が直接協力

を求められていたのは灯火管制であるから、その協力義務違反に罰則が設けられたことの影響力は重大である。

また、民間の大規模施設（3条1項）の従業員は直接に防空計画の実施および防空訓練への参加協力を命じられることとなった。（※1）

その後、防空法は以下のように改正が重ねられ、実際の空襲時における「実戦的」な義務が追加規定されていった。

制定	1937年3月30日	(1937年法律第47号)
改正	1941年11月25日	(1941年法律第91号)
改正	1943年10月31日	(1943年法律第104号)

条文数は、制定当初は全22箇条であったが、1943年の最終改正後には全45箇条という2倍以上の分量になっている。罰則も数多く追加規定され、政府機関の権限は拡大されていった。

特に1941年の改正は、対米開戦（1941年12月）の直前期であり、戦争の本格化を前にして「国民防空」の体制強化を図る必要性が政府部内で広く認識され始めたことが改正の契機となっている。改正により追加された規定は、防空訓練ではなく実際に空襲を受けた場合を想定したものとなっている。

※1 制定時から存在した防空法10条1・2項は、内務大臣が「防空計画ノ設定者」および従業員に対して「防空ノ訓練」およびそれへの参加を命じ得ると定めている。

この「防空計画ノ設定者」とは、地方長官およびその指定する市町村長のほか、防空上必要な施設を管理する行政機関以外の者を指す（防空法2、3条）。具体的には、「工場、鉱山、鉄道、軌道、水道又ハ電気、瓦斯、石油、電気通信、海運若ハ航空ニ関スル事業又ハ施設」をいう（防空法施行令2条）。

これら民間の事業者およびその従業員に対して、内務大臣が強制力をもって防空訓練への参加協力を命じることができるようになった。防空法制定により「始めた可能になったものである。

2 防空法が課した広範な防空義務

(1) 2度の法改正による防空義務および罰則の拡大

防空法の内容は、2度の改正により防空義務が拡大され、自由権および財産権への広範な制限が課せられるようになった。以下の表は、制定時から2度の改正後までの規定内容の推移である。改正のたびに、国民に対する命令や権利制限が拡大され、条文数が増加したことが分かる。(本意見書の末尾に、各改正時の条文対照表を添付する。)

	1937年 制定時	1941年 改正後	1943年 改正後
事業施設についての防空計画の設定義務付け	3条1項	3条1項	3条1項
指定された防空計画設定者による防空実施と、 そのために必要な設備資材の整備の義務付け	4条	4条	4条
特殊施設管理者・所有者による設備資材の整備、 供用の義務付け	5条	5条	5条
木造建築物所有者への防火改修命令	—	5条ノ2	5条ノ2
防火改修命令による工事が完成しない場合の 防火改修工事の代執行	—	5条ノ3 罰則 19条ノ2	5条ノ3 罰則 19条ノ2
空襲による危害を著しく増大する虞のある建 築物の建築禁止・制限、建築物除却、改築命令	—	5条ノ4 5条ノ6 罰則 19条ノ2	5条ノ4 5条ノ6 罰則 19条ノ2
建築物分散のための建築禁止・制限 1941年改正：工場その他の特殊建築物のみ 1943年改正：建築物一般に拡大	—	5条ノ5 第1項 罰則 19条ノ2	5条ノ5 第1項 罰則 19条ノ2

物件の移転命令	—	5条ノ7 罰則 19条ノ2	5条ノ7 罰則 19条ノ2
施設・事業の移転、分散疎開、転換の命令	—	—	5条ノ7 罰則 19条ノ2
防空設備整備のための、土地・工作物・物件の収用または使用	—	—	5条ノ8
一定区域内への転居禁止および移転命令、一定区域内の建築物の使用・譲渡・処分に関する命令	—	—	5条ノ9 5条ノ10 罰則 19条ノ2
特殊技能者、防空計画設定者の従業者等への防空従事命令 1941年改正：従事命令の対象者を「防空に関する特別の教育訓練を受けた者」にも拡大	6条 罰則 18条	6条 罰則 19条2号	6条 罰則 19条2号
監視従事員の指定および従事命令	—	6条ノ2 罰則 19条1号	6条ノ2 罰則 19条1号
灯火管制時における光の秘匿	8条 罰則 19条	8条 罰則 19条2号	8条 罰則 19条2号
音響を発する設備装置の使用禁止・制限	—	8条ノ2 罰則 19条ノ2	8条ノ2 罰則 19条ノ2

一定区域からの退去禁止命令・退去制限命令	—	8条ノ3 罰則 19条ノ2	8条ノ3 罰則 19条ノ2
住居等の移転命令に際して必要な建築物使用に関する命令	—	—	8条ノ4
営業等の禁止・制限等に関する命令	—	—	8条ノ5 罰則 19条ノ2
鉄道・航空機・船舶・車両等による人・物の移動制限 (1843年改正により箇条変更)	—	8条ノ4 罰則 19条ノ2	8条ノ6 罰則 19条ノ2
火災時・危険時の応急消火義務 (1843年改正により箇条変更)	—	8条ノ5 罰則 19条ノ3	8条ノ7 罰則 19条ノ3
土地家屋の一時使用、物件の収用・使用、防空実施区域内の所在者への防空従事命令	9条1項	9条1項	9条1項
防空訓練をなす命令	10条1項	10条1項	10条1項
防空訓練時における設備資材供用・特殊技能者の従事命令・灯火管制中の光の秘匿・応急消火義務	—	10条2項	10条2項
防空訓練時における防空計画設定者の従業者等への防空従事命令	10条2項	10条2項	10条2項

防空に関する調査のための資料提出命令、立入 検査	11 条 1 項 罰則 19 条	11 条 1 項 罰則 19 条ノ 3	11 条 1 項 罰則 19 条ノ 3
防空従事のため負傷・死亡した者への扶助金の 支給 ※ 1941 年改正以降は、応急消火義務を負う 一般市民も扶助金の支給対象となった。	12 条	12 条 1 項・2 項	12 条 1 項・2 項
防空のための資材供用、土地家屋の収用・使用、 損失補償	13 条	13 条 1 項	13 条 1 項

(2) 都市住民に「逃げるな、守れ」の義務を課した法改正

防空法の改正によって、国民に直接的かつ重大な影響を与えたのは、都市からの事前退去禁止（8 条ノ 3）と空襲時の応急消火義務（1941 年改正時 8 条ノ 5、1943 年改正時 8 条ノ 7）という規定の新設である。いずれも 1941 年改正により創設された規定である。

この新规定により、防空法は現実の空襲に対応する実戦的な法令として変貌を遂げたといってもよい。国民は防空訓練への協力義務だけでなく、ついに都市からの事前退去および空襲時の避難禁止と応急消火義務を、法律の明文によって課されたのである。これは事実上、消火活動に身を殉じなければならないという過酷な重圧を課したものと見える。

以下に、各条文の文言および実施状況をみる。（なお、以下においては、特に注記しない限り、1943 年改正後の条文を引用する。）

3 都市からの事前退去の禁止（8 条の 3）

(1) 「空襲による危害を避けるための退去」が禁止された

防空法 8 条の 3 は、1941 年改正で新設され、1943 年に改正された。その文言は以下のとおりである。

防空法 第8条の3 (1943年改正後の文言)

主務大臣ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定区域内ニ居住スル者ニ対シ期間ヲ限り其ノ区域ヨリノ退去ヲ禁止若ハ制限シ又ハ退去ヲ命ズルコトヲ得

上記の文言は、「防空上ノ必要アルトキ」に退去を禁止するというものである。この条文自体には、どのような場面における退去禁止を想定しているのか明確に述べられていない。これに対し、防空法施行令7条の2の文言は、次のように一步踏み込んで、「空襲ニ因ル危害ヲ避クル目的」の退去を認めないことを明確に述べている。

防空法施行令7条ノ2 (甲A23・557頁)

内務大臣ハ防空上ノ必要アルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ防空法第八条ノ三ノ規定ニ基キ空襲ニ因ル危害ヲ避クル目的ヲ以テスル退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得 但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 国民学校初等科児童又ハ年齢七年未満ノ者
- 二 妊婦、産婦又ハ褥婦
- 三 年齢六十五年ヲ超ユル者、傷病者又ハ不具廢疾者ニシテ防空ノ実施ニ従事スルコト能ハザルモノ
- 四 前各号ニ掲グル者ノ保護ニ欠クベカラザル者

このように、防空法の規定だけでなく敢えて防空法施行令7条の2が規定されたところに、「空襲の危険を避けるための退去を許さない」という国家の意思が明確に示されている。

なお、この防空法施行令7条ノ2は、65歳を超える老人・妊婦・幼児などを退去禁止の例外としている。しかし、当時の平均寿命は男女ともに40歳代であった。退去禁止の解かれる65歳という年齢は、当時としては極めて高齢の層である。

(しかも実際には、これらの者も、原則として退去を認められなかった。その点については、後で述べる。)

(2) 退去禁止の目的・・・戦争遂行のための国策

ア 応急消火義務の実効化のための退去禁止

政府が都市住民に対して退去を禁止した直接の理由は、住民に応急消火義務を履行させること、すなわち市民に「民防空」を担わせることにあった。

退去禁止と応急消火義務は1941年改正により同時に新設されたものであり、両者は不可分の関係にある。後者を実効化するためには、その前提として前者が確保されていなければならなかった（後で応急消火義務についての項で詳述する。）。

しかし、それにとどまらず、そもそも戦争遂行のために退去禁止は不可欠だった。市民を都市に残留させて戦争を継続するために、退去禁止と応急消火義務がセットとして法定されたとみるべきである。それについては、次のイで述べる。

イ 戦争の維持遂行のために、退去禁止は不可欠であった

—— 「敵前逃亡」を許さず、退路を断った戦争体制

都市からの事前退去は、戦わずして敵機から事前逃亡することを意味する。これを認めていては、国家への忠誠心や、戦争協力の意思は破綻する。また、「やがて敵機の空襲に襲われるだろう。」という恐怖心や敗北的観念も蔓延し、厭戦意識が醸成されてしまう。

このような事態が生じては、もはや戦争遂行は不可能である。国民が戦争に協力しなければ、人員や物資を戦争へ総動員する体制は維持できない。また、都市の労働力減少は軍需物資の生産を困難にする。

そこで政府は、都市からの退去禁止を法定した。いわば、全国民による総力戦の戦争体制を継続するためには、「自分の手で国を守る」という精神主義を強調するとともに、退去を禁止することが不可欠だったのである。

敵前逃亡を禁止された市民は、あたかも戦線離脱を許されない戦闘部隊の兵士と同様の地位に立たされた。防空訓練への協力を推奨する牧歌的な防空体制ではなく、全国民が国を守る兵士として「死の覚悟」を強いられ、その退路を断ったのが1941年防空法改正であった。

市民を都市に残留させるためには、ただ甘んじて空襲を受けろというだけでなく、市民に「応急消火義務」を課して、「自分の国は自分の手で守れ」と強制することが不可欠であった。退去禁止だけではなく、応急消火という

任務まで与えられた市民は、それを放棄して逃げることはできなくなった。

戦争継続のために市民を都市に残留させることが目的だったのであるから、実際に火を消せる実効的な消火活動が行われるか否かは重視されなかった。

ウ 陸軍幹部の発言からも、退去禁止の目的は明らか

————— 「戦争継続意思の破綻が、もっとも恐ろしい」

上記イのように、政府が国民の戦争協力意思を維持するために退去禁止を法定したことは、陸軍幹部の発言からも明らかである。

防空法改正を審議する1941年11月20日の衆議院防空法改正案委員会における陸軍省の佐藤賢了軍務課長（のちの陸軍中将）は、次のように述べている（1941年11月21日付 朝日新聞大阪版・甲A36）。

「航空作戦の特質上、どんなにしてもどんな優勢な兵力をもって守っても空襲圏内においては飛行機が入って来ることは防げぬといふことはたびたび御説明申上げた通りである」

「日本家屋その他の特性から軍用施設だけに向けて来るのではないのではないか、結論的に総括的に見るとやはり国民の士気混乱、狼狽といふ神経戦に求めているかのごとく考へられるのである」

「空襲をうけたる場合において実害そのものは大したものではないことは度々申したのであるが、周囲狼狽混乱に陥ることが一番恐ろしい、またそれが一時の混乱にあらずしてつひに戦争継続意思の破綻といふことになるのが最も恐ろしい」

「いかなる場合においても戦争は意志と意志の争である、たとひ領土の大半を敵に委かしてもあくまで戦争を継続する意志を挫折せしめなければ、このものは結局において勝つのである。古来わが國の真劍勝負は皮を斬られて肉を断つ、肉を断たれて骨を切るといふ意味の教訓がある。戦争においてもまたこれである。私どもはまた軍としても政府としても民間としても協力一致この防空法にあるごとく諸般の施設を完備し、またすべての訓練実施に遺漏なきを力のおよぶ限りはいたすのである」

「むしろ敵の空襲を受けるに従ひますます対敵観念を振り起して戦争継続意思を彌が上にも昂揚培養してゆくといふ方策に出ている

たゞかなければならぬと考へてゐる次第である」

日米開戦前の1941年11月の時点で、すでに「領土の大半を敵に委かしても・・・」という敗戦色濃厚な本土決戦を思わせる発言には驚きを禁じ得ない。そのような想定をしているにもかかわらず、国民に対しては「(空襲の)実害そのものは大したものではない」と述べ、空襲を受けたときに「周囲狼狽混乱に陥ること」が「一番恐ろしい」、さらに「戦争継続意志の破綻」となるのが「最も恐ろしい」と述べ、軍民一体となった防空体制確立を求めているのである。

1941年改正による防空法の強化は、個々の条文の追加・改正にとどまらず、全国民を組み込んだ防空体制を確立する重要な転機であった。なかでも、都市退去の禁止は直接に都市住民を空襲の下に縛り付けるという重大な危険を負わせる規定である。この規定は、民防空を遂行する上で不可欠な規定であった。そして、この規定を実効化するには、「空襲を恐れない国民像」を現実化する必要があった。空襲への狼狽や混乱を戒め、都市に残留して空襲に立ち向かうことが国民のあるべき姿とされるようになったのである。

(3) 都市の全住民が、退去を禁止された

ア 内務大臣は、退去は一般に認めないという通牒を發した

防空法の文言を形式的にみると、直ちに全住民を退去禁止するのではなく、一定区域の居住者に、期間を限定して、退去を命じることができる、という内容となっている。限定的かつ一時的な退去禁止のようにも思われる。

しかし実際には、一部の例外を除く広汎な国民に退去禁止が義務付けられた。

防空法改正直後の1941年12月7日、内務大臣は「空襲時ニ於ケル退去及事前避難ニ関スル件」と題する通牒を地方長官に發した。内容は以下のとおりである(甲A93・12頁、甲A100・167頁)。

「空襲時ニ於ケル退去及事前避難ニ関スル件」 内務大臣通牒

1941年12月7日(防第5782号)

標記ノ件ニ関シテハ爾今左記ノ方針ニ依ルコトニ決定相成候條御
領知ノ上之ガ指導ニ関シ 遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段通牒候也

一、退去

(一) 退去ハ一般ニ之ヲ行ハシメザルコト

(二) 老幼病者等ノ退去ニ付テモ現下ノ空襲判断上全般的計画的退去ヲ行ハシザメルハ勿論、左ニ依リ努メテ之ヲ抑制スル様一般を指導スルコト

(イ) 老幼病者ニ対シテ絶対ニ退去ヲ^{しょうよう}懲^{しょうよう}憑^{しょうよう}セザルコト

(ロ) 現在予想セラルル敵ノ空襲ハ老幼病者等ノ全部ガ都市ヲ退去スルヲ要スル程度ニ非ズ寧ロ退去ニ伴フ混乱、人心ノ不安等ニ因ル影響大ナルベキコトヲ一般ニ徹底セシムルコト

(三) 第二号ニ依ルモ尚退去セントスル者アル場合ハ適宜統制ヲ加へ混乱ヲ未然ニ防止スル様努ムルコト

二、事前避難

(以下略)

このように、防空法8条ノ3の文言（退去を禁止し得る）とは異なり、一般に退去を認めなかったのである。それどころか、前述の防空法施行令7条ノ2により退去を命じ得るとされた老幼病者に対しても、計画的退去をせず、絶対に退去を懲憑しないこととされたのである。

このほか、1944年7月に内務省・軍需省など五省が策定した「中央防空計画」（甲A78）の第136条も、「退去ハ原則トシテ一般ニ之ヲ行ハザルモノトス」と定めている。

イ 陸軍中佐も、「原則として退去禁止」と明言した

———老幼病者でも、簡単には退去を認めない

1941年防空法改正を受けて発行された広報冊子において、陸軍中佐であった難波三十四は以下のように述べ、退去は全面的に禁止されることを明言した。

「現時局下の防空 —『時局防空必携』の解説—」難波三十四陸軍中佐

1941年11月 大日本雄弁会講談社刊（甲A82）

「退去とは空襲に因る危険を避けるため、特に認められた老幼病者、不具者、妊産婦等の防空無能力者が現住都市より他の地に退去することである」（75頁）

「（国民の一部が）退去該当者は当然退去を許されるものと思ひ込んだり、或は之が保護者と称して退去者の一部に加わらんとしたのは遺

憾なことであった」（76頁）

「老人と雖も、老いて益々盛んなる老人あり、又高齢にして足腰立たない老人と雖も、其の保護者を伴って退去するときは、都市の防空力を減殺するから進んで難局に殉し退去せざる者あり、或は少年少女と雖も、水を運び砂をかけ焼夷弾と戦はんとするものあり、また赤児を負って母の防空活動を助けんとするものがある等健気なる人々が澤山あるのである

足手まとひになる人々を退去させ、或は第二の國民を保護する為退去させることは、理論上は適當なことであるが、実行問題としては、退去の為には退去先の十分なる施設や複雑な輸送を伴ふものであつて、周到なる用意が必要である。特に各家庭の大半には所謂退去該当者が居るのであつて、之に一々退去の際必要な保護者を附することとなると、都市の防空力は著しく減殺せられるのである。」（76～77頁）

「退去を実行するのは地方長官の指示に依るものであつて、其の要領は地方長官が退去を命令する場合は、警察署長をして退去者に対し証明書を交付させ、退去の場所及び之に至る交通機関、通路其の他必要の事項を具体的に指示し、退去者は警察官吏、又は警防団員の誘導により秩序整然と行動すべきものである。

然し、現時局に於ては、戦争前、計画的に退去を実行することは至難であるから、この際退去の観念を全く一掃し、全國民挙って國土防衛に當るべきものである。」（77～78頁）（※2）

※2 難波中佐が「退去」の意義を「空襲による危険を避けるため」のもの限定した点は、防空法施行令7条の2の文言と同一である。そして上記文章は、退去とは「特に認められた老幼病者」等のみがする行為であると定義づけることにより、その他の者が退去を許される余地は一切ないことを明らかにしている。

老幼病者等すべてが退去できる訳ではなく、老幼病者等のなかでも「特に認められた者」のみが退去し得るという制限的な記述である点にも注意を要する。

このように難波中佐は、①退去は老幼病者等のみがなしうる行為であり、②地方長官の指示がなければ退去はできず、③退去する際は警察署長の証明書が必要であるとする。しかも結局のところ、④計画的な退去は至難であるから、退去の観念を一掃して都市に残留して防衛に当たれというのが結論である。

つまり、防空法 8 条ノ 3 の形式的文言のように「退去を禁止し得る」というのではなく、「原則として退去は禁止」であるうえに、「たとえ老幼病者・妊産婦であっても、簡単には退去を認めない」というのが実態である。

(隣組が老幼病者などの「避難該当者」を把握記録して、それ以外の者が退去・避難しないよう監視していたことについては、70 頁の脚注「※14」参照。)

ウ 新聞も、全面的に「退去は禁止される」と報道した

退去禁止を「命ずることができる」というのは法文上の建前であり、実際には、原則として都市の住民は退去を禁止された。そのことは新聞各紙にも掲載された。一例として、内務省防空局長の談話を掲載した 1941 年 11 月 18 日付の朝日新聞（甲 A 35）の記事は以下のとおりである。

見出し「働ける隣組員の都市退去を禁止」

本文 「我國の現状は自衛防空が民防空の根幹をなすので事前に都市より退去することを禁止制限し得ることとし、隣組等の応急防火を法律上の義務としたのである」

「働ける隣組員の都市退去を禁止」という見出しで強調されているとおり、防空法 8 条ノ 3 は、都市住民に対して「都市からの退去を禁止する規定」として認識され、逃げることが許されないという重圧を課すものとなった。「内務大臣の命令があれば退去できなくなる」というのではなく、「およそ退去は禁止され、応急防火の義務が課されている」という形で周知されたのである。

なお、都市住民は全員が隣組に所属していたので、上記の見出しにある「隣組員の退去禁止」は、「都市住民の退去禁止」と同義である。

次にみる 1941 年 11 月 27 日付の朝日新聞（甲 A 37）からも、同様の事実が読み取れる。

見出し「劇場、映画の客も防空陣へ動員 防空法の実施細目決まる」

本文 「自衛防空が民防空の根幹をなすといふ建前から非常に際し事前に都市より退去することを禁止制限し これに違反すれば一年以下の懲役または千円以下の罰金に処されることになり新しく罰則が強化されることになったが この制限の範囲外に置かれる者は乳幼児、妊産婦、学童、七歳未満の者、病人、不具者および防空業務を担当出来ざる老人となっているので たとひ六十歳前後の老人でも働き得る者は残らねばならない。

この規定によれば 前記の人達は地方の親戚や知人を頼って事前退去が出来るが、この際 所轄警察署の許可証を受けこの証明で退去先の地方から生活実需品の配給券を交付されるやう生活上の考慮も払われてをり、なほ退去者の保護に当たる者も制限外と見なすことになってゐるが 目的を達した際は可及的速やかに旧の地域に復せねばならない」

このように、防空法施行令の実施により、「たとひ六十歳前後の老人でも働き得る者は残らねばならない。」とされ、ほぼ全面的に都市からの退去が禁止されていたことが分かる。

退去禁止の例外とされた者も、上記の記事のとおり、所轄の警察署の発行する許可証がなければ地方へ退去することができなかった。しかも、「目的を達した際は可及的速やかに旧の地域に復せねばならない」、すなわち出産や傷病治療を終えた者は早急に都市へ復帰することが求められていたのである。

(この記事が、退去禁止に違反した場合は「1年以下の懲役」などの処罰があることを明示している点も重要である。)

(4) 退去禁止は、1941年法改正以前からとられていた政策であった

——退去した者を処罰するために法改正された

退去禁止は1941年法改正により新設された条項であるが、実際には同改正よりも以前からとられていた施策であった。

法改正前の1940年12月3日に内務省が設定した「退去、避難及待避指導要領」(甲A97)は、空襲時において一般住民は「自衛防空ノ精神ニ依リ各々自己ノ持場ヲ守リ防空其ノ他ノ業務ニ従事スルコト」を本則と定め、以下のよう

に規定した。

「退去、避難及待避指導要領」（甲A97）

1940年12月3日・内務省

「退去トハ特ニ認メラレタル者空襲ニ依ル危難ヲ避クル為空襲危険区域以外ノ地ニ退去スルヲ謂フコト」

「退去及事前避難を認ムル者ハ左ノ各号ニ該当スル者ニ限ルコト

- (イ) 老幼者、病者、不具者、妊産婦ニシテ防空活動困難ナル者
- (ロ) 前号ニ掲グル者ノ保護ノ為必要ナル者」

「退去及避難ハ地方長官又ハ警察署長ノ指導統制ニ従ヒ之ヲ行フコト」

この指導要領は、後に規定された防空法施行令7条ノ2の原型となった。あくまでも、退去は老幼病者のみに例外的に認められるものと提起されており、それは同施行令の追加規定の制定後も引き継がれたのである。（※3）

これと同じ内容について、難波三十四陸軍中佐は、中部軍司令部監修の広報誌「国民防空」特別編集版（冊子「防空必勝 是でやれ！」、甲A83）の中で次のように述べている。

冊子「防空必勝 是でやれ！」

（1941年9月・国民防空出版協会刊）（甲A83）

「現時局を色々と想像するのは己むを得ないことであるけれども、自分で勝手な判断を下し、命令のないのに持場を離れて事前避難をしたり、退去を行ってはならない。

日本軍隊には退却はないのである。浮足立つた退却を追撃された場合の損害は、全滅を賭して戦った攻撃よりも損害は大である。」（11頁）

※3 このほか、1937年12月17日に内務省が作成した「防空指導一般要領」（甲A98）にも、老幼病者等を除いて原則として避難を認めないとの記載がある。

「^{ただ}唯、老幼病者の事前避難とか退去といふことは考へなくてはならないことであるが、これは当局の命令を待つてから行へばよろしいのである。」
(12頁)

このように、防空法改正以前において、すでに事前退去は原則として禁止されていたのである。

また、1941年8月に発行された「隣組 家庭防空必携」にも、以下の記載がある。

「隣組 家庭防空必携」(1941年8月・東京毎夕新聞社刊・甲A85)

「国民各自はどんなに辛かろうが、飽くまでその持場に踏止つて、最後の一人になるまで頑張らなければならないことは国民全部が國土を護る戦士であると云ふ点から考へても、明かな事であります。それ故に、我が国では原則として特に認められた者以外は、事前退去という云ふ意味の避難は許されないのであります」(157～158頁)

さらに大阪市の「隣組防空指針」(甲A76)の31頁にも以下の記載がある。

大阪市「隣組防空指針」(1941年3月・大阪市発行・甲A76)

「我國現在の防空の方針としては原則として避難を認めないことになってゐる。之は一つには我國木造都市の特質上各戸毎に防空に任ずることとしてゐる為 避難することは其防衛の責任を放棄するものであつて、かくては到底防空の實を挙げ得ないのと、一つには大群集の無統制な避難は往々にして大混乱を来すのみで空襲の被害は之によつて却つて倍加することと思はれるからである。」

「而しながら諸般の情勢を考慮し、必要の場合には地方長官より避難の命令が出ることになつてゐる。」

この大阪市「隣組防空指針」がいう「原則として避難を認めない」とは、防空法8条ノ3にいう「退去」(空襲前の事前退去)と、現に空襲を受けた場合の「避難」の両方を含んでいると思われる。必要な場合に地方長官が発する「避難」の

命令というのも、空襲時ではなく事前の退去を意味すると解すべきである（現に上空に敵機が飛来してから地方長官が避難を命令しても間に合わないからである。）。

なお、この文章のように内務大臣ではなく地方長官が退去に関して命令を発し得ることは、防空法施行規則9条ノ2（1944年1月改正後の条文）に規定されている。

以上から分かるように、都市からの事前退去禁止は、1941年防空法改正以前からとられていた政策であった。それを後追いで法的根拠を与えるために、防空法8条ノ3が追加規定されたのである。

すでにとられていた施策を、わざわざ法律で明記するようになった理由は、退去禁止に違反した場合に罰則（防空法19条ノ2）を適用するためである。したがって、より厳密に言えば、1941年防空法改正以後は、「退去が禁止された」というよりは、「退去禁止に違反した場合に処罰法規が適用されることになった」というのが正確である。都市から退去する者に対しては処罰法規をもって厳重に取り締まるという国家の意思が明確化されたのである。

（5）退去禁止違反に対する罰則——— 都市から逃げられない重圧

都市からの退去禁止（8条の3）に違反した場合、「六月以下ノ懲役又ハ五百円以下の罰金ニ処ス」と規定されていた（19条の2、第2号）。罰金だけでなく懲役刑が法定されていたのである。

実際にこの条項により処罰された例は少ないと思われるが、単に努力義務として規定されたのではなく罰則をもって禁止されたこと自体が、都市の住民に対して強い威嚇効果をもたらしたことは明らかである。

刑罰を定める法規範は、裁判官に対する裁判規範であるとともに、国民に対する行為規範（評価規範および決定規範）として機能する。防空法は、国民に対して「空襲を恐れて都市から逃げてはならない」という意思を決定づける規範となる。ここが、ただ「国を守れ」という努力義務を課すだけの精神的規定とは決定的に異なる点である。

前述の新聞記事も、罰則が規定され処罰されることを明記している。処罰規定の存在を国民に周知させることによって、都市退去ができないことを厳重に知らしめているのである。

しかも、防空法違反は「国家を守る義務」に違反した罪であり、天皇に仕える

臣民としての義務に背くものである。したがって、「懲役6ヶ月、罰金500円」という法定刑の存在は、同時に、「国民の義務を守らない非国民」との烙印を押されて社会から疎外されることを意味する。そのことへの恐怖心と相俟って、都市住民は「都市から逃げることは許されない」という重圧を課されることとなった。

(6) 都市に残留することは、法的義務であると同時に道徳的義務とされた
——「非国民は、空襲が終わっても戻って来てはならない」

退去禁止は、上述のように国を守るための法的義務とされた。それと同時に、精神主義に満ちた道徳的義務としても、国民に強く周知・強制されるようになった。

つまり、退去禁止は国家・政府に対する義務というだけでなく、社会全体・国民全体に対して、その一員として負うべき美德や任務とされたのである。それに違反した者は、法により国家から処罰されるだけでなく、反道徳的な人間として、あらゆる人間関係および地域社会から非難され断絶されることになる。

ある者は、「わが手で御国を守ることは国民の美德であり任務である。」と思うようになり、ある者は「拒否したくてもできない。」と思うようになる。政府軍部は、そうした効果を意図して、防空義務を法律上の義務としてだけでなく、道徳的義務として遵守しなければならないと宣伝した。

そのことは、政府が発行した「家庭防空の手引」（1941年9月）に掲載された、都市から退去する者を強く非難・恫喝する文章に表れている。

「家庭防空の手引」（政府発行・1941年9月）（甲A103）

「富んだ者も貧しい者もすべての者が、大なり小なり都市の恩恵や利益を受けてゐるのです。それが、平素恩恵だけを受けて、一旦風雲急となると、都市を放棄して退去することは、日本の武士道、帝国の国民道徳からいつても許されないことです。

従つて、地方の都市の親戚とか漁村の別荘へ逃げたり、郷里に帰ったりして、自分一人のことを考へて國民と苦樂を共にせず防衛に任じないものがあるとすれば、法の制裁は別として道義的には非国民であると言はれても申訳がないのです。このやうなものは、空襲されなくなっても都市に立戻る資格はないものです。」（11頁）

上記の文章は、1941年11月改正により退去禁止が法定される直前のものである。したがって退去した者について「法の制裁は別として」との留保があるが、退去は武士道と国民道徳に反し、「非国民」と言われても仕方がない、空襲の後に都市へ戻ることも許されないと、政府が明言しているのである。（さらに、1941年法改正以後には、「法の制裁」が現実のものとなったのである。）

「非国民」という言葉はよく知られているが、これは国民の間で自然発生的に使われていたもの俗語というものではなく、上記のとおり政府自身が使用していた用語であることが分かる。

（7）学童疎開・人員疎開と、「退去禁止」との関係

———— 疎開は「都市からの退去」を容認する施策だったのか

ア 都市人口の流出を防ぐため、児童以外の疎開は抑制された

戦時中には、都市からの退去禁止とは反対に、都市部の児童を地方へ移転させる「学童疎開」が行われた。また学童以外の者を対象とする「人員疎開」が行われていたこともある。

一見すると、疎開という施策によって、まるで都市からの退去が認められていたようにも思われる。しかし、それは誤りである。

実際には、老幼病者院外の者は、疎開を認められなかった。そのことは、1945年3月10日の東京大空襲の翌月に行われた下記の閣議決定（甲A80）にも明記されている。

現情勢下ニ於ケル疎開応急措置要綱

1945年4月20日 閣議決定（甲A80）

第一 方針

疎開ノ真義ハ国土防衛体制及必勝生産体制ヲ確立スルニ在ル所以ヲ此ノ際更ニ徹底スルト共ニ一層秩序的ニ疎開ノ進行ヲ図リ其ノ目標ヲ完成セシムルモノトス

第二 要領

一項

（1）人員疎開

人員疎開ニ付テハ（一）老幼妊産婦病弱者（介護者ヲ含ム）（二）疎開施設随伴者（地方転勤者ヲ含ム）（三）集団疎開者（四）前各号以外ノ罹災者及強制疎開立退者（但シ離職者）ヲ先ヅ優先的ニ疎開セシムルモノトシ右以外ノ者ノ疎開ハ当分ノ間之ヲ認めザルモノトス

この閣議決定は、「疎開の真義」は疎開者の保護ではなく、「国土防衛体制」と「必勝生産体制」を確立することにあると述べている。そして、老幼妊産婦病弱者や集団疎開者など列記した以外の者については、疎開を当分の間認めないとしている。この閣議決定の後も、東京・大阪などの大都市は空襲を受けており、さらに中小都市への空襲も頻発するようになった。本来であれば、さらなる犠牲を食い止めるために、疎開を励行するべきであったのに、政府は全く逆の措置をとったのである。

これは、1945年3月に東京や大阪が大空襲を受け、都市から退去しようとする住民が現れたため、都市人口の流出による労働力・生産力減少を危惧した政府が、都市に住民を残留させる方針をとったものである。

この閣議決定をみれば分かるとおり、政府は疎開を制限し、都市からの人口流出を回避しようとしたのである。

イ 児童は、「防空の足手まとい」になるから疎開させる

学童疎開および人員疎開は、あくまで防空活動を円滑にするための施策であり、疎開者の生命を保護することが主目的ではなかった。

東京都が1944年12月11日付で発した通牒について報じる同月13日付の毎日新聞戦時版（甲A50）は、老人・病者等以外の者について「疎開足止め」をするという見出しで報じるとともに、老幼病者を疎開させる理由を明確に述べている。

1944年12月13日付の毎日新聞戦時版（甲A50）

見出し「生産、防衛要員 疎開足止め 老、幼、病、妊は推進」

本文 「都防衛当局では 帝都の防衛態勢を強化するため防空活動の足手
纏ひとなる老幼、病者、妊産婦の人員疎開を重点的に強化する一方 軍需生産、防空業務等に従事する人々はあくまで帝都に踏みとゞまり冷静沈着にわれらの帝都を防護せしめるべくこれらの人員に対する疎開を抑止

することになり十一日各区役所に対し通牒を發した」

このように、児童など弱者の疎開は「防空活動の足手纏ひ」であるから疎開させるといふのである。学童疎開は、このような考えのもとにおこなわれた。

上記の記事には、「軍需生産、防空業務等に従事する人々」が都市に残留すべきと述べているが、実際には当時の都市勤労者の多くは何らかの形で軍需生産に関与していた。すなわち、当時の生産体制は軍需品を中心としており、繊維・鉄工・電機・土木などあらゆる生産工場は軍需品に関わっていた。規模の大小を問わず、あらゆる工場は軍需生産をしていた。また、父母は軍需生産と関係ないが、子どもが学徒動員により軍需工場で仕事をしている場合も多く、この場合も疎開は足止めされた。

また、そもそも都市の住民は全員が隣組に組織され、隣組の防空活動に従事していた。兵役に取られて男手が少なくなっていたので、残された女性も防空要員（監視員など）として防空業務に従事せざるを得なくなり、疎開は許されなかった。

学童疎開は小学6年生までの児童を対象とするものであり、それ以上の学年の生徒は学校報国隊などに強制的に編入させられて防空体制に組み込まれていた。

（8）政府は、都市の生産と防空の要員確保を絶対視した

ア 都市の人員確保のため「強力な指導」と「強制措置」を明言

上述のような疎開の抑制だけではなく、政府は徹底的に都市人口を残存させる方策を取り、そのためには強制力の発動も辞さない姿勢を明示した。

すでにサイパン島などが陥落して米軍基地が建設され、空襲の本格化が現実視された1945年（昭和20年）1月19日、政府は次のような「空襲対策緊急強化要綱」を閣議決定した（甲A26）。

空襲対策緊急強化要綱 1945年1月19日 閣議決定

第二、戦時緊要人員ノ残留確保

帝都其ノ他重要都市ニ残留ヲ要スル戦時緊要人員ハ其ノ範圍ヲ明定シ之ガ地方転出防止ニ関シ強力ナル指導ヲ加ヘ職域死守ノ敢闘精神ヲ

昂揚セシムルト共ニ所要ニ応ジ防空法又ハ国家総動員法ニ依リ之ガ残留ヲ確保セントス

このように、「地方転出防止」のために「強力なる指導」を加えることを明記するとともに、「職域死守ノ敢闘精神ヲ昂揚させる」という強い姿勢を示した。そのうえで、人員確保のためには防空法や国家総動員法に規定された強制措置や罰則の適用も辞さない打ち出したのである。

この方針が出されてから2か月を経ないうちに、東京と大阪が大空襲の被害を受け、政府の指示により都市に残留させられた多くの市民が犠牲となった。

イ 終戦直前においても、なお「都市要員の絶対確保」に固執

空襲により、すでに東京・大阪を含む全国多数の都市が焼け野原になっていた1945年（昭和20年）7月10日、政府は次のような「空襲激化ニ伴フ緊急防衛対策要綱」を閣議決定した（甲A29）。

空襲激化ニ伴フ緊急防衛対策要綱 1945年7月10日 閣議決定

二、都市要残留者ノ確保

戦争遂行上緊要ナル機関、施設、工場等ノ要員タル都市要残留者ヲ具体的ニ調査再検討シ其ノ必要最小限度ヲ定ムルト共ニ右要員ニ対シ食糧住宅ノ供給其ノ他防衛上必要ナル措置ヲ講ジ併セテ要員絶対確保ノ方途ヲ実施ス

前述の同年1月19日の閣議決定と同趣旨の規定であるが、この閣議決定は都市残留要員を「絶対確保」するという強い姿勢を改めて示している。

なお、同要綱は、人員疎開については「可及的鉄道輸送ニ依ラザルモノトス」と定め、これに基づき鉄道を用いた疎開は原則として禁止された。その理由は、軍需輸送を優先するとともに、都市人口の大量流出を防ぐため疎開を困難にさせる狙いもあったと思われる。当時の国民の大多数は自家用車を保有しておらず、鉄道を使わずに家財を運んで遠方へ疎開することは実質的に不可能であった。

このように、多大な被害を受け、多くの国民の生命が奪われ、あと1ヶ月で終戦という時期においても、政府は国民が都市から退去することを認めない政策を続け、そのまま終戦を迎えたのである。

(9) 退去禁止は「効果」があった——それゆえに空襲被害を重大化した
ア 実際に、多くの市民が都市にとどまった

退去禁止が命じられていたために、多くの都市住民は空襲が予測されるにもかかわらず都市に居住し続けた。

全国の都市への大規模空襲が開始されたのは1945年3月10日の東京大空襲からであるが、それ以前にも軍事基地・軍需工場やその周辺を標的にした空襲は頻発していた。そのうえ更に東京大空襲の甚大な被害が生じたのである。

今日ほど報道・通信手段が発達していなかったとしても、すでにラジオや電話は全国に普及し、新聞によって各地の情報が翌日には全国へ報道される時代であった。したがって、「東京大空襲では一晩で約十万人の犠牲者が出た」という事実がまたたく間に全国へ報道されることは、決して技術的・物理的に不可能ではなかった。

空襲被害を知れば、多くの市民は「空襲は怖い、逃げよう」、「次は大阪や名古屋が狙われる」と恐怖心を抱き、都市から地方へ逃げ出す群衆が列をなすという事態が生じていても不思議ではない。ところが、そのような事態は生じなかった。

いかに罰則をもって退去禁止が命じられていたとしても、自分の生命が危機に瀕していることを承知のうえで多数の市民が都市に居住し続けたというのは、現代の感覚からは容易に信じ難い。そのこと自体に、当時の市民がおかれた極めて異常な状況、いわば「空襲の下に縛られていた状況」が示されている。

こうした状況が作り出されたのは、法制度の面からいえば防空法8条の3の退去禁止規定が存在したことが最大の原因である。それとともに、政府・軍部が空襲の実相を国民に秘匿し、「空襲は怖くない。焼夷弾から逃げずに消火をしなければならぬ。」という思想を流布する戦略をとったことも不可欠の要因であった。この点については、後にくわしく触れることとする。

イ 退去禁止により被害が重大化した実例

防空法8条の3の規定は、全国の市民を都市に居住させ続けたという効果だけでなく、一度は空襲を怖れて都市を離れた市民を強制的に都市へ戻らせた直後に空襲被害を受けるといふ悲劇まで生み出した。

1945年7月27日、米空軍は青森市に、爆撃予告ビラを大量に投下した。当時すでに東京や大阪などの大都市は空襲後の焼け野原になっており、青森市で

も同年7月14・15日に空襲を受けていたので、報道規制はあったものの青森市民は空襲被害の実相を十分に知っていた。そのため、空襲予告ビラの内容は単なる「脅し」ではないと思った青森市民の多くは、恐怖のあまり近隣の町村へ疎開をはじめた。それを知った青森県の金井知事は、この防空法の退去禁止規定を根拠として、7月28日までに青森市に帰らないと、町会台帳より削除し、配給物資を停止すると市民に通告した。物資窮乏のもと、配給を止められることは生存手段を失うことになる。そのため青森市民は、仕方なく再び青森市に戻って行った。まさに青森市民が戻るべき期限とされた7月28日に、B29爆撃機65機が午後10時30分頃から約1時間20分間にわたり574トンの焼夷弾を青森市に投下し、同市内は大火災となった。知事の命令により青森市へ戻った多くの市民が焼死したのである（※4）

この青森市の事例は、きわめて直接的に、防空法の退去禁止規定によって空襲被害を受けるに至った事例である。このほかにも、都市から退去できなかつたために空襲の犠牲となった市民が数多く存在することは、各種の戦争体験記録などから明らかである。

3 応急防火活動の義務付け（8条の7）

（1）建物の周囲の者は、全員が応急消火義務を負う

前述のとおり、応急消火義務も1941年防空法改正により新設された（当初は8条の5、1943年改正により8条の7となった。）。

その条文は以下のとおりである。

※4 「青森空襲の記録」1972年7月・青森市刊・81～83頁（甲A104）、「日本の空襲1 北海道・東北」三省堂刊 107頁（甲A105）参照。

なお、1941年改正後の防空法施行規則10条は、地方長官にも防空法8条の3の退去禁止・退去命令の権限を付与していた。そのため、青森県知事は上記の命令を発することができた。

防空法 第8条ノ7 (1943年改正までは「第8条の5」)

- 1 項 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ応急防火ヲ為スベシ
- 2 項 前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ為ス応急防火ニ協力スベシ

第1項により建物の管理者・所有者・居住者が応急消火を義務付けられるだけでなく、第2項によって、空襲時に現場付近にたまたま居合わせた者まで、応急防火の協力義務が課せられたのである。例外規定は一切存在しない。

戦時中の標語として、国民は「自分の持ち場を守れ」と叫ばれていたが、防空法は「持ち場（自宅や勤務先）」だけでなく、たまたま通りすがりの場所が火災にあった状況でも、応急消火協力義務を課した。つまり、応急消火の義務を負う者の範囲は、第2項によって飛躍的に増大したのである。

政府が、この条項において想定していた空襲は、軍事工場を標的とした局所的な空襲だけでなく、市民の居住地を広範囲に狙い木造住宅を大量に破壊する無差別空襲である（当時の政府は、中国の重慶に空襲爆撃を繰り返していたのであるから、焼夷弾により都市の広範な地域が瞬時に炎に包まれて燃え広がることを十分に理解していた。第一次世界大戦でドイツのドリスデンなど各地の空襲被害実態も、政府部内では知られていた。）。すなわち政府は、たった一軒の家だけが燃えている状況ではなく、周囲の建物が一斉に火を噴きだして燃焼する危険な状況を想定し、その状況下で寸分の例外規定すら設けずに、消火活動に身を投げ出すことを国民に強いたのである。そのことは、次に紹介する当時の新聞記事や政府発行書籍からも分かる。

(2) 空襲時の避難は禁止され、応急消火活動を拒否できなかった

内務省警保局が1938年3月5日に地方長官宛に発した「空襲ノ際ニ於ル警備ニ関スル件」は、以下のように空襲時の避難を取り締まるよう定めている（1941年防空法改正前の通牒であるが、同法改正後も有効とされ、1942年3月に内務省防空局が発行した「防空関係法令及例規」（甲A100）30頁にも掲載されていた。

「空襲ノ際ニ於ル警備ニ関スル件」 1938年3月5日・内務省警保局

一、警戒警報又ハ空襲警報発令セラレタル場合

- 6 避難ニ付テハ原則トシテ避難セシメザル様指導シ老幼者病者
或ハ空襲ニ因ル破壊、火災、被毒等ノ為己ムヲ得ザルモノ及屋
外通行者等ノ避難ニ付テハ之ニ依リ不祥事ヲ惹起セシメザル様
特ニ留意スルコト

このように、空襲を受ける前に都市から「事前退去」することが認められなかつたのと同様に、現に空襲が開始された時点においても「避難」は許されなかつたのである。（隣組が、避難対象者以外の避難を認めないよう監視することを任務と与えられていたことについては、69頁（3）項を参照。）

（3）応急防火義務違反に対する罰則

この応急消火の義務（8条の7）に違反した者に対しては、500円以下の罰金（19条の3、第1号）が定められていた。

退去禁止違反の罰則（19条の2、第2号）とは異なり、懲役刑は定められていない。しかし、1941年（昭和16年）当時の教員の初任給は55円であり、その約9カ月分もの多額の罰金が課せられるものである。容易に支払うことはできない。この処罰規定を国民に示すこと自体が、「空襲から逃げると重罰に処される」という重圧になる。国民への行為規範として機能を発揮するには十分な処罰規定なのである。

（4）現行の「消防法」との比較 ———現行法に例のない危険な義務

現行の消防法25条1項には、火災が発生した建物の関係者は、消防隊が現場に駆け付けるまでは消火や延焼防止に努めるべきとする規定がある。

しかし、同規定は次の点で防空法8条の7とは全く異なっている。

第一に、罰則は設けられていない。

第二に、あくまで消防の専門家である消防士が早急に駆け付けることを前提としており、それまでの短時間についての努力義務を定める規定である。

第三に、建物関係者以外の者（たまたま居合わせた者）には消火への協力は義務付けられていない。

防空法8条の7は、後で消防隊や救急隊が駆けつけることを予定せず、最後まで

で国民が自力で消防にあたることを罰則をもって義務付けている。現行法には存在しない危険な行為を一般市民に義務付けていたのである。

(5) 応急防火義務は、国民に強く周知徹底された

防空法の改正により応急防火義務が法定されたことを、1941年11月27日付の朝日新聞（甲A37）は以下のように報道した。

見出し「防空法の実施細目決まる」

本文 「デパート、映画館、その他劇場等が空襲を受け火災の危険を生じた場合は原則として客は待避し夫々特設防護団人が応急防火に當らねばならぬが、その時の情勢により 客でも応急防火に協力せねばならない」

「その他 下宿人、会社員、工場従業員等が命令の定める所に依り応急防火の義務があることは勿論で これも違反すれば処罰される」

このようにして国民は、防空法改正によって都市からの退去禁止（8条の3）と空襲時の応急防火義務（8条の7）がいずれも罰則を伴って課されたことを大々的に知らされたのである。

(6) 防空壕への避難も許されず、直ちに消火するよう命じられた

ア 応急消火義務を貫徹することの帰結

——「すぐに飛び出して消火せよ」

法律上の応急消火義務が規定されていても、いざ空襲時に目の前に大火災が生じたら、人間は本能的に逃げようとする。したがって政府は、「国民が自分の命を守ろうとすると、火の海に飛び込んで消火活動をする事ができない。」「防空壕や地下道に避難することを許していたら、応急消火義務は画餅に帰する。」という問題を解決する必要があった。

そのために政府は、1941年の防空法改正と同時期に、それまで「防空壕」と呼称していたものを「待避所」と言い改めることとして、「待避所（防空壕）への避難を禁止する」、「空襲を受けたら、すぐに待避所から飛び出して消火せよ」と命じる方針に転換した。このことが、空襲被害を拡大した。

以下に、その経緯をみることにする。

イ 防空法改正前の方針——当初は、「堅固な防空壕」を指示

防空法改正前の政府の防空壕政策を示すものとして、内務省計画局が1938年10月に発行した「国民防空の葉」（甲A106）には以下の記載がある。

「国民防空の葉」 内務省計画局 1938年10月 （甲A106）

「木造家屋ハ破壊爆弾ニ対シテハ全ク無抵抗デアルカラ空地ニ壕ヲ掘リ空襲時ニ備ヘル必要ガアル」

「防空壕ハ庭又ハ空地ニ湿地ヲ避ケテ作ルコト」

「防空壕ノ各材ハ釘、鉄、鉄線、方杖等デ堅固トスルコト」

このように、政府は当初から日本に多く存在する木造家屋の脆弱性を認識し、爆弾に対応しうる堅固な「防空壕」を、建物内ではなく庭に作るべきであると指導していた。

内務省計画局が1940年（昭和15年）12月23日に発した「防空壕構築指導要領」（甲A96）においても、「防空壕」は原則として家庭の「敷地内空地」（すなわち外庭・中庭）に設置することとされていた。（※5）（※6）

※5 「防空壕構築指導要領」（甲A96）は、「家屋ノ崩壊、火災等ノ場合速ニ安全地帯ニ脱出シ得ル位置」に防空壕を設置すべきと定めている。民家の床下に設置することは全く想定されていない。

※6 内務省防空局は、1942年7月3日に「防空待避施設指導要領」（甲A101）を作成し、「土留壁」の設置や「丸太角材」を使用した構築方法を指示した。

ところが、その6日後の同月9日に、「待避所ノ設置ニ関スル件」（甲A102）という通牒を発し、「人命ノ防護ヲ達成シ得ル限度ニ於テ特ニ簡易ナルコトヲ旨トスルコト」、「何人ト雖モ容易ニ構築シ得ル如ク指導スルコト」、「新タニ『セメント』、木材」使用セシムルコトヲ避ケ既存ノ施設又ハ手持チノ資材ヲ活用セシムルコト」を指示した。

物資窮乏と人手不足を反映して、このような指示が出たものと思われるが、これにより、さらに簡易で安全性を確保できない待避所が作られていく結果となった。

ウ 1941年の防空法改正後、防空壕についての方針を大転換

————— 「簡易な待避所を、床下に作れ」

1941年12月に防空法が改正されて空襲時の退去禁止および応急消火義務が法定されると、それに伴って防空壕に関する方針も大転換を遂げた。

国民が自宅に作るべき防空壕は、これまでのような堅固なものではなく、簡易な一時待避所とすべきとされた。

そして、設置場所は庭ではなく、すぐに出られるよう床下や軒下に設置すべきとされた。

それを示す資料として、内務省防空局が1942年8月に発表した「防空待避所の作り方」（甲A20・19頁）には、以下のような驚くべき記載が並んでいる。

「防空待避所の作り方」 内務省防空局 1942年8月 （甲A20）

（待避所の設置目的について）

「敵機が見えたり、高射砲が聞こえたりしだして爆撃の危険が近づいた時や、防護監視員から知らせがあったら、特に防空の配置に在るものの外、速かに手近の適当な場所に待避して一時危険を避け、自分の家や職場に、爆弾や焼夷弾が落ちたその時にこそ、直ぐにとび出して行って防護活動を始めようしなければなりません。

即ち待避は決して単に逃げ隠れすることではなく、積極的に防護活動をするため、一时无駄な危害を避けて待機することです。」

（待避所の設置場所について）

「家の外に作るか、家の中に作るか、二つの場合が考へられますが、一般には家の中に作った方が、雨水の流入の虞れがなく、夜間や厳寒時の使用を考えてみても一層便利であると思ひます。なほまた外にいるよりも家の中にいる方が、自家に落下する焼夷弾がよく分かり、応急防火のための出勤も容易であると考へます。」

（待避所の設置方法について）

「床上よりは位置の低い床下の方が安全です。そして土は立派な掩護物ですから、床下に穴を掘って畳や床板を外せば、すぐ待避所に使へるようになるのが、最も手近な方法の一つです。」

「体を伏せているのならば、穴の深さも僅かで済みます。」

「附近に爆弾が落ち、その衝動でいろいろの物が落下して来るとしても、床が自然の掩蓋（えんがい）となって支えてくれますから誠に便利です。」

以上のように、政府は、空襲が起きたらすぐに飛び出して消火をすること、待避所は一時的に危険を避けるための場所であって逃避・避難の場所ではないという方針を明示したのである。だからこそ「防空壕」ではなく「待避所」と呼称することとしたのであり、しかも「退避所」ではなく「待避所」とされたのである（1942年7月3日に内務省が発した通牒「空襲時ノ待避施設ニ関スル件」（甲A101）には、「防空待避施設ノ一般的呼称ハ『防空待避所』又ハ『待避所』トスルコト」とある。）。

設置方法も無責任なものである。床下に穴さえ掘れば周囲の土や床板に守られて安全であるというのである。しかし、米軍機が上空から投下する爆弾や焼夷弾の威力は、1枚の床板で遮られるような弱いものではない。また、通風換気も考慮されていないので、頭上の建物が延焼した場合には直ちに酸素不足になり窒息死してしまう。

特に驚きに値するのが、「外にいるよりも家の中にいる方が、自家に落下する焼夷弾がよく分かり、応急防火のための出勤も容易であると考へます」という記述である。頭上に焼夷弾が降って来たら、その瞬間に家屋全体に油脂が飛び散り強力な燃焼を始めるか、屋根や天井が崩れて頭上に覆いかぶさってくる極めて危険な状況になるのであり、悠長に「落下する焼夷弾がよく分かる」などという暇はないはずである。

上記のほか、「防空待避所の作り方」には、弾片（爆弾の破片）の貫通を防ぐためには、土を80センチ盛り上げればよく、あるいは「布団を積み上げたものなら100センチ」、「書籍、紙等を詰めたものなら40センチ」の厚さがあれば弾片の貫通を防げると記載されている。しかし、布団や紙で爆弾や焼夷弾を防げるはずがなく、容易に貫通して燃焼してしまうことは明らかである。

エ 防空壕政策の転換の理由

——危険であると熟知しながら、なぜ政策転換したか

そもそも政府自身は、1941年以前には堅固な防空壕設置を推奨していたのである。つまり、簡易な堅穴を床下に作るだけでは極めて危険であることは、以

前から十分に知っていたのである。それでも政府は、上記のように簡易かつ危険な「待避所」設置という政策への転換を行った。

このような政策転換の理由は、二つある。

第一に、空襲時に長時間にわたり滞在できる安全な防空壕を作ってしまうと、外で消火活動をする者が減る恐れがあるからである（それとともに、堅固な防空壕を設置する必要性を強調することは、空襲の危険性を印象付けて恐怖心を流布することになってしまう。）。

第二に、防空壕の設置はすべて国民が自費・自力で行うしかなかった。政府は、国民に対して防空壕の設置のための資材提供や資金援助を一切しなかった。それゆえ、自宅の床下や軒下を掘り下げて堅穴を作る程度のものしかできなかった。このような施設によって本格的な大規模空襲に耐えられる訳はなかった。

オ 地下鉄の駅施設への避難も禁止された

戦時中は現在ほど地下道や地下街は発達していなかった。しかし、東京と大阪の都心部には地下鉄が開通しており、地下駅への入口が随所に存在した。1945年1月時点で、東京では浅草—新橋—渋谷間（現在の銀座線）、大阪では梅田—心斎橋間（御堂筋線）が開通していた。

地下鉄の施設は堅固な構造であり、空襲時の避難が認められれば、多数の市民を救うことができるはずである。現に、東京と大阪の地下駅施設が空襲により崩壊したり死傷者が出たりした事実は存在しない（東京では、電気施設が破壊されて運行不能になったことはあるが、地下施設が空襲で破壊されたことはない。）。

ところが政府は、一般市民が地下駅に避難することを禁止した。

防空法改正審議を報じる朝日新聞大阪版1941年11月18日付は、一面に、「“空襲下における地下鉄避難行はず” 貴院防空委員会で当局言明」という見出しの記事を掲載し、一般避難者が避難のために地下鉄を用いることは認めない方針であるという内務省防空局の藤岡局長の答弁を伝えている（甲A34）。

また、1944年7月に内務省・軍需省など五省が策定した「中央防空計画」の第127条は、以下のように定めている（甲A78）。

中央防空計画（1944年7月）

第127条 地下鉄道ノ施設ハ之ヲ待避又ハ避難ノ場所トシテ使用セシメザルモノトス

こうした政府の指示により、空襲時には地下鉄や地下道の入口は閉鎖された。空襲が始まると、駅ホームや車内にいた乗客は地上へ追い出された。

ロンドンでは地下鉄の駅や通路が大規模な公衆避難場所として開放され、多数の市民が逃げ込んで命が救われた。これと比べると、日本政府の施策は、余りに冷酷である。

カ 誤った防空壕政策のために、空襲被害が拡大した

内務省は、第一次世界大戦以降の海外の防空施設について、調査研究をしていた。

諸外国では、建物の地下室や、素掘りの防空壕では空襲に対処できないとして、地中を掘り下げる公共避難所の建設を進めていた。たとえば、第一次世界大戦より後に生じたスペイン内戦におけるバルセロナ空襲（1938年）において、多数の避難所を構築したことが効を奏したとされている。政府部内の技師や陸軍幹部らが、そうした各種の報告書を作成していた。（次ページの脚注※7参照）

ところが、日本政府はこうした事実を知りながら、それを積極的に参考にすることはなく、人命保護よりも「すぐに消火活動に取り組める防空壕政策」に固執した。

床下の簡易な「待避所」を推奨した結果、空襲時には、頭上の建物が倒壊して下敷きになって死亡する者、火災による内部温度の急上昇により死亡する者、酸素不足により窒息死する者が多数にのぼった。いずれも、防空壕が簡易で強度に乏しい上、その多くが床下に設置されていたために生じた被害である。

また、空襲直後に防空壕（待避所）から出て消火活動に従事しているうちに死亡したものも少なくない。

これらの被害は、政府が地域ごとに公共用の大規模避難施設を設置したり、空襲警報発令と同時に空地や公園などの避難区域に避難することが許されていれば回避できた可能性が高い。ところが、そのような政策は一切とられなかった。

大都市部では、駅や役所などの公共施設に公共用の大型防空壕が作られた例はあるが、それは主として勤務員が一時待避するために作られたものであり、大量の市民が一度に待避できるような防空壕は東京・大阪の都心部にもほとんど存在しなかった。

このように、危険な防空壕（待避所）への一時待避を義務付けて、安全な場所

への退去を認めない政策がとられたことは、空襲被害を著しく拡大・深刻化させたのである。(※7)

※7 政府が把握していた海外の防空施設の資料は多数ある。一例として、内務省計画局は、イギリス人技師 Cyril Helsby が1938年12月にロンドン建築工学会に提出した報告書「バルセロナにおける空襲に依る被害と防空施設」(甲A81)を和訳して刊行した。スペイン内戦中(1938年)のバルセロナは、多数回の空襲を受けたが公共避難所が整備された以降は死者は減少したとされる。

同報告書には、以下の記述がある。

「最初地下室は避難所として推賞されてゐたが、数々の破壊爆弾によつて当初の考えが如何に無根拠であつたかが立証された。地下室は簡単に崩壊物で埋められ多数の避難者が埋没され、(中略)間もなく地下室は避難所として認められなくなった」(22頁)

「バルセロナは250万人の人口を持つ大都市であるが、50万人を収容する耐弾避難所と200万人を収容する耐爆風避難所が設備されてゐた」、「避難所には何れも数ヶ所に入口があつて、(中略)崩壊物に依つて入口が塞がれた場合等に避難者が脱出する道が講ぜられている」(24頁)

「地下鉄の停留所も避難所として使用され、(中略)軌道まで使用された」(27頁)

「夜間の空襲も普通のことであつた為、市民は殆ど避難所で眠つた。筆者は六ヶ月間日ナ書に寄宿したといふ人と話し合つたが、彼等は自分の家で料理する以外は大抵屋外に居て警報を聞くと同時に避難所に飛び込むのである」(35頁)

「今日スペイン人は英国に於て考究されてゐる様な防空壕を以て防護施設とは考へていない。」「若し吾国(=英国)が戦争に巻込まれる様なことがあつた場合市民の安全保証は法文によるのでなく実際の施設に依らねばならぬことを主張せざるを得ない。」(41頁)

「防空壕を掘つたり、軍事施設から国民を撤退せしめるが如きは、敵の手中に陥る様なものであつて、方策を講ずるに時既に遅く、国民の士気は完全に叩き潰れてしまふだろう。」(43頁)

同報告書には、建物の地下室ではなく、独立して地中深くに設置された各種の公共避難所の図面が掲載されている。これらの多くは地表の爆弾投下にも持ちこたえた。

ところが、こうした調査報告等は、日本での空襲対策にはほとんど活用されなかつた。

4 応急消火義務の存在が、空襲被害を拡大した

————— 「民防空」という国策が生み出した重大な被害

応急消火義務は、単に法律上の規定として設けられただけではなく、実社会に浸透して「効果」をあげた。すなわち、多くの国民は「空襲時に逃げてはならず、防火活動に従事しなければならない。」という意識を植え付けられ、そのために「私は家を守るから、子どもたちだけで逃げなさい。」と言った大人が命を失った例が数多く語り伝えられているし、隣組の防空活動に命を殉じた者も多数存在する。「逃げ遅れた」というよりも、「最初から逃げるつもりのないままに火の海に取り囲まれた」というべき事例が数多く存在するのである。生き残った者も、もっと早期に、つまり警戒警報や空襲警報が発令された時点で消火活動など放棄して避難していれば、負傷して障害を負わなくて済んだとみられる事例が数多く存在する。

これらの事象は、すでに退去禁止の項で述べたとおり、現代の感覚からみれば非常に不思議なことである。米軍機が南洋から接近して警戒警報が発令されても、なぜ市民は逃げようとせずに床下の「防空壕」などに身を寄せたのか。さらに、まさに頭上に米軍機が飛来して焼夷弾が降りかかり町中が火の海になっている最中に、すぐに安全な場所へ避難するのではなく、なぜ危険かつ無謀な防空活動に身を投じたのか。

その理由は、単に防空法の規定が存在したからというのではなく、政府・軍部が国民に対して巧妙かつ複合的な情報操作や虚偽宣伝を行ったことにある。

以下では項を改めて、国民を空襲の下に縛り付けた政府・軍部の国策がどのように実施されたかをみることにする。

第3 政府の国策により、国民はどのように危険な状況におかれたか

1 退去禁止・応急消火義務を徹底させる方法

————— 徹底した情報操作と監視体制が必要であった

退去禁止や応急消火義務は、いくら法律で規定をしても、簡単に目的達成される訳ではない。自己の生命を守りたいという本能的感覚からすれば、空襲を受ける前に都市から退去したくなり、現に燃え上がる建物からは避難したくなるはずである。

しかし、それを許すと都市機能が崩壊して生産力も低下し、厭戦的な感情も蔓延してしまい、ついには戦争遂行が不可能となる。

そこで政府は、防空法の規定を実効化して国民の戦争協力を貫徹させるために、①国民に対する虚偽宣伝によって「空襲は怖くないから逃げる必要はない。」、「国民は国を守らなければならないから逃げてはならない」と思わせるとともに、②隣組の組織化による相互監視体制を構築することによって「空襲から逃げたくても逃げられない」という社会的圧力を加えるという国策をとった。

この点について、以下に詳しくみることにする。

2 空襲の被害予測を隠匿し、「焼夷弾は怖くない」と周知した

(1) はじめに—— 戦争遂行と防空体制堅持のための情報操作

上記のように防空法が退去禁止と応急消火義務を法定し、それを実効化するため相互監視させる隣組が組織化されていても、それだけで直ちに「市民が焼夷弾を怖れず、都市から逃げ出さない」という体制は実現しない。

そこで政府・軍部は、戦争遂行と防空体制堅持のために、①空襲の予測を隠匿し、②空襲や焼夷弾は怖くないと宣伝し、③空襲被害の報道を徹底的に規制した。

その実情を以下に述べる。

(2) 大規模空襲の予測を国民には秘匿した

政府は、空襲の大規模化・激烈化が必至であることを早くから予測しながら、国民に対してはこれを秘匿した。その例として、当時の国民には公開されなかった2つの文書を示す。

ア 空襲を予想しながらそれを秘匿した「防空計画設定上ノ基準」

陸軍省と海軍省が1943年2月8日に策定した「昭和18年度 防空計画設定上の基準」（甲A29）には、以下のような記載がある。

「本年度中期以降ニ於テハ以下ニ述フル判断ノ如ク大ナル機数ヲ以テ反復空襲ヲ受クルノ虞アル」

「大東亜戦争今ヤ長期戦ノ様相ヲ濃化シ之ニ伴フ空襲ハ来年度以降更ニ深刻且激化スヘキ趨向ヲ予想セラルル」

「小型焼夷弾ノ多数投下及ヒ焼夷威力カ大ナル大型焼夷弾ノ混用投下ニ依リ焼夷弾ヲ企図シ特ニ五十乃至百匁級ノ爆弾ヲ併用投下シ消防活動ヲ

困難ナラシメントスル公算大ナルモ枢要部ニ対シ破壊ヲ企図シ二百五十
珎級を主体トスル中、大型爆弾ヲ使用シ特ニ空襲機数の増大ニ伴ヒ集中
投下スルノ公算も亦少カラス」

「本空襲判断ハ作戦上ニ及ホス影響ヲモ考慮シ一般ニ対シ伝達ヲ行ハサ
ルモノトス」

このように政府は、マリアナ諸島が陥落して日本への出撃基地が建設される一年半以上も前の段階で、すでに大規模空襲が必至であると判断し、消防隊による消防活動も困難となることを予測していた。多数の小型焼夷弾や大型焼夷弾の大量投下も予想していたのである。大規模な火災に対して、十分な消火設備や消火技術をもたない民間人の防空訓練では対処できないことは明らかであった。

ところが軍部は、空襲の恐怖が周知されて戦意喪失・厭戦感情が広がったり、都市退去者が続出することにより戦争遂行が困難になることを避けるため、上記のように「本空襲判断ハ作戦上ニ及ホス影響ヲモ考慮シ一般ニ対シ伝達ヲ行ハサルモノトス」、つまり事実を隠匿することとしたのである。

イ 戦意喪失をおそれた「緊急防空計画設定上ノ基準」

同様のことは、1年後に陸軍省・海軍省が策定した「緊急防空計画設定上ノ基準」（甲A30）でも規定された。同文書においては国民に秘匿することがより明確に述べられている。

すなわち、冒頭に「人心ヲ刺戟シ苟クモ志気ヲ委靡セシムルカ如キコトナカラシムルハ勿論」と断りを入れたうえ、前年の「防空計画設定上の基準」（甲A29）と同様に、「本空襲判断ハ作戦上ニ及ス影響ヲモ考慮シ一般ニ対シ伝達ヲ行ハサルモノトス」と述べているのである。

そこには、都市で空襲被害を受けるであろう市民への配慮は一切ない。ただ「人心ヲ刺戟シ苟クモ志気ヲ委靡セシムルカ如キコト」、すなわち市民が戦意を喪失して政府に不満を抱くことがないよう、事実を隠匿するというのである。

このように空襲が大規模化・激烈化することを熟知していた政府軍部が、一般国民にはそれを隠匿し、それどころか次に述べるように「空襲の被害は軽微」、「空襲は怖くない」、「焼夷弾を恐れるな」という誤った情報を宣伝流布したのである。

ウ 予想される空襲や焼夷弾の危険性を過小に描いた「時局防空必携」

政府は、空襲の有無についての予想を隠すと同時に、もし空襲があっても、それによる被害は僅少であるという予測を国民に示していた。

1941年12月に発行され大都市部へ400万部が配布された「時局防空必携」（甲A17）には、以下のような記載がある。（※8）

「敵の兵力にも限りがあるから実際に空襲を受けるのは何処かの一部だけである。」（7頁）

「弾は滅多に目的物に当たらない。爆弾、焼夷弾に当たって死傷する者は極めて少ない。」

「焼夷弾も心掛けと準備次第で容易に火災とならずに消し止め得る」（以上、8頁）

「空襲の被害はこの様に決して恐れるに足りない。空襲の被害が実害より大きくなるのは、むやみに怖れたり、油断をしたり、備えがなくて慌てて混乱するからである。特に焼夷弾を消し止めないと大火災となり被害が大きくなる」（9頁）

このようにして政府は、1941年当時の国民には未知の焼夷弾について、その威力を意図的に過小に描いた。空襲など恐れるに足りないから、都市から逃げださず、都市の防空活動に従事せよというのである。

※8 政府情報局が1942年1月16日に発した「防空強化促進ニ関スル啓発宣伝要領」（甲A95）は、「時局防空必携の趣旨」を敷衍徹底することを主眼として、同年2月8日の大詔奉戴日に啓発宣伝を最高潮に達すること、としている。「時局防空必携」は、軍部および政府各省が英知を結集して作成されたものであり、公式な防空対策書として、その普及と活用が強く推進された。

また、1943年6月28日には、内務省防空局長が「『時局防空必携』改訂ニ関スル件」と題する通牒（甲A99）を各地方長官に発し、「今後ノ指導ハ本必携ニ依リ之ヲ行ヒ極力実生活ニ滲透セシメ」ることを求め、同改訂版を全国47都市の各家庭にもれなく頒布するよう指示した。

しかし、よく読めば矛盾が分かるように、一方で「空襲は怖くない」と言いながら、他方では「焼夷弾を消し止めないと大火災になる」と言って防空義務を命じているのである。この当時すでに中国の重慶に焼夷弾攻撃をしていた日本政府・軍部は、爆弾や焼夷弾による空襲の威力を熟知しており、第1次世界大戦時にドイツがドレスデン空襲で受けた被害も把握していた。(※9) しかし、そのことを国民に知らせず、都市に市民を残留させるために虚偽情報を流布したことになる。

さらには、次に述べるように、焼夷弾の威力を過小に描いて誤った対処法を流布し、およそ役に立たない防空訓練を実施し、実際に日本本土が空襲を受けるようになった後も焼夷弾の威力や空襲被害状況を隠し続けた。誤った情報を流布し続ける戦略は、終戦時まで継続されたのである。

エ 4千人の死傷者が出ても、「恐るべきものではない」

——100人の死者が出ても「戦争する以上当然忍ぶべき犠牲」

1941年防空法改正の直後に、空襲による死傷者の予測を述べた軍隊幹部がいる。陸軍中佐の難波三十四である。

同氏は、国民向け冊子のなかで次のように述べている。

※9 政府が空襲とりわけ焼夷弾の危険性を熟知していたことは、上述のとおり政府自身が中国・重慶への空爆(1938年～1943年)を続けていたことから自明である。また、政府軍部の要人が、第1次世界大戦時のロンドンやベルリンの空襲被害を数多く報告記録していた。

その一例として、陸軍技師で陸軍科学学校教官であった浄法寺朝美氏は、1943年10月に「爆弾・焼夷弾・瓦斯弾」(朝日新聞社刊)(甲A88)を著し、欧米製の焼夷弾の破壊力(落下速度・貫通力)や燃焼力等の数値データを記載している。また、焼夷弾落下時のすさまじい火焰や油脂飛沫の炸裂状況の写真も掲載している(同書の35頁・41頁など)。同書は科学的見地から焼夷弾の危険性を述べているにもかかわらず、その対処法は「火叩き」や「濡れ手袋」で立ち向かえばよいという非科学的な記述となっている。

浄法寺朝美氏は、戦後に「日本防空史」(1981年3月・原書房刊・甲A107)を著しており、その序文で、「内外(主として英・独)の空襲及び防空関係の書類や爆弾・焼夷弾・ガス弾に関する実験研究報告書類は、百冊以上もあったが、終戦時の軍命令によって焼却」と述べている。

「現時局下の防空 —— 『時局防空必携』の解説——」 (甲A82)

1941年11月・大日本雄弁会講談社刊

「(四千発の焼夷弾、四百発の爆弾を東京に投下された場合、) 焼夷弾の全部が一人に一発宛命中するものとすれば四千人、また、爆弾の場合は一発で五人宛死んだり、重傷を受けたりするものとすれば、二千人の死傷を生ずることとなる。

然るに、東京市の人口は大体七百万人であるから、以下の空襲で焼夷弾の場合では千七百人の中の一人、爆弾の場合では三千五百人の中一人、が死傷することになる。

投下弾の全部が全部、命中するものとしても、一回では三千五百人とか、千七百人の中で、一人しか死傷を生じないのであって、決して恐るべきものではないのである」(50頁)

「(全部が命中せず、百発か五十発のうち一発が命中するなら、) 大体百人内外の死傷であって、誠に微々たるものであり、戦争する以上当然忍ぶべき犠牲である。」(50頁)

驚くべきことに、たとえ空襲で四千人が死んでも、それは東京の人口七百万人からみれば「千七百人の中の一人」にすぎないから決して恐るべきものではないというのである。要するに、「4千人が死んでも、まだ699万6千人が生きているから大したことはない」といった類の思考の表れであり、きわめて冷酷な支配者の論理である。

さらに難波中佐は、百人の死傷者などは「微々たるもの」であり「当然忍ぶべき犠牲」だと言っている。国民に防空義務を課した政府軍部が、国民の生命を守る意識を有していなかったことの表れである。

そして、このような非人間的な論理を用いても、とにかく政府は国民に対して「空襲は恐ろしくない」、「したがって都市から逃げる必要はない。消火活動にあたれ。」と求めたのである。

(3) およそ効果がない消火方法を宣伝し、防空訓練を実施

ア 「時局防空必携」が国民に指示した無謀かつ危険な消火方法

上述の「時局防空必携」(甲A17)は、全国民に対して防空活動を指示する

ものであり、全国の隣組や警防団はこれに基づいて防空訓練や防空資材の準備をしていた。これには、前述のとおり「焼夷弾も心掛けと準備次第で容易に火災とならずに消し止め得る」（5頁）などの記載のほか、焼夷弾に対する誤った対処方法が随所にみられる。

「時局防空必携」（1941年12月発行）（甲A17）

其の七 焼夷弾が落ちたら（19～20頁）

「防火のやり方は直ちに周囲の燃えやすい物に水をかけると同時に、濡筵類（ぬれむしろるい）、砂、土等を直接焼夷弾に冠せ、その上に水をかけ火焰を押し延焼を防ぐ。」

「エレクトロン焼夷弾の火勢が衰えたものは屋外に運び出す。」

「黄燐焼夷弾が飛散って柱はフスマ等に附いたときは速かに火叩（ひたたき）等で叩き落して消火する」

其の八 火災になったら（21～22頁）

「被服を水で濡らし消火に當る」

「燃えている所にどンドン水をかける」

「次の方法により隣家への延焼防止に努める。この場合多量の水が必要であるから水野補給に気を付けること

1 隣家が火焰をかぶっているときは、バケツ、水柄杓、水道ホース等でその場所に水をかける。

2 熱気をうけて建物の外側から水蒸気を発散しているときは、火を発しやすい庇下、妻等に注意して、バケツ、水柄杓、水道ホース等で水をかける」

「風下では飛火（とびひ）の警戒をする。飛火の警戒には水で濡らした火叩きで飛火を消すか、バケツ、水柄杓等で水をかける。」

「警防団や消防隊が駆けつけて来たら、その指図に従って消防の補助にあたる」

ここで書かれている「火叩き」とは、竹棒の先に縄を十本程度取り付けた「埃はたき」のようなものである（「家庭防空の手引き」（甲A103）14頁）。このような道具で、焼夷弾から噴出する油脂に引火した猛烈な火焰を消せるはずがない。

自分の身体と生命を守るようにという指示はなく、火災現場からの避難を認める記載は、「時局防空必携」のなかに一か所も存在しない。それどころか、建物から熱風が吹き出すほど強い火災のもとでも、バケツ等で水をかける危険な消火活動をするよう指示しているのである。

このような記載は、同じ「時局防空必携」の1943年改訂版（甲A87）にも、ほぼ同様に引き継がれている。もっとも、同改訂版では、「飛行機の性能はだんだんよくなり 数もどンドン殖えてゐる。今後は相当大規模の空襲をくり返し受けるおそれが多い」（3頁）などの記述が加えられ、空襲の現実的な予測が示された点は注目すべき点である。しかし、それでも空襲を怖れずに防空の任務を遂行せよと求めている点は1941年版と同様である。相変わらず、無力かつ危険な消火方法が指示されていた。

この昭和18年改訂版では、以下のように焼夷弾の種類に応じた消火方法が書き加えられたが、相変わらず、効果がない非科学的な記載であった。

「時局防空必携」（1943年改訂版・甲A87）より

その五 焼夷弾が落ちたら（22～24頁）

「ハ 焼夷弾の種類や状況に応じ、併せて次の処置をする

エレクトロン焼夷弾

筵類を水で濡らしてそのに水をかけるか、砂袋を投げつけて焼夷弾の火を抑へる。

焼夷弾の火勢の弱いものは速やかに『シャベル』等で屋外に運び出す。

油脂焼夷弾

筵類を水で濡らしてかけるか、水をかけるか、『バケツ』や『シャベル』で砂や土を投げかけて油脂の火焰を消す

黄燐焼夷弾

塊って燃えている黄燐には、水をかけるか、筵類を水で濡らしてかけるか、『シャベル』等で掬ひ出す。

飛び散って燃えている黄燐は水で濡らして火叩きで叩き消すか、水をかけて消す。

素手や素足で黄燐に触れない。」

「焼夷弾が屋根裏に止ったら、鳶口か長棒で突き落とす。」

「焼夷弾が防火に不便な所に在るときは、鳶口か長棒で移動する。」

「高い所や遠い所の火焰は水柄杓で水をかける。」

「小火焰や火の子は火叩きで叩き消す。」

「黄燐は長く燃え続け、又一旦消した後でも燃え出すから之を取り除けるか、安全な所に運び出して燃焼させる。」

「焼夷弾は家庭の何処に落ちているかもわからない。押入、物置、天井裏、床下等にも注意する。」

このように、「時局防空必携」の1943年改訂版は、各種の焼夷弾を使用した空襲を予測した点では、1941年版よりも具体性がある。しかし、焼夷弾の威力を余りにも過小に描いている。上記のように、焼夷弾が屋根に止まったら棒で突き落とすとか、天井裏に落ちていないか注意するなど指示されると、「焼夷弾とは、その程度のもの」、「落ちていても気付かない程度のもの」であるかのような誤解が生じる。（※10）

実際には、悠長に水をかければ焼夷弾が消えるようなことはない。焼夷弾が落下すれば周囲は直ちに火の海になるのであるから、上記のような牧歌的な消

※10 公式の防空対策書として政府が1941年に「時局防空必携」を発行するまでは、民間出版社から焼夷弾の威力を率直に述べる各種の冊子類が発行されていた。

たとえば、「国民防空読本」（1937年9月・大日本国防化学出版社刊）（甲A88）の101頁には、エレクトロン焼夷弾は「水を注いでも消化は出来ぬ」と明記し、ただ延焼を防ぐしかないと記載されている。

また、「家庭防空 防火」（1940年7月・大日本防空協会刊）（甲A86）の28頁には、「焼夷弾は落下と同時に発火爆発して忽ち火勢猛烈となるから、之を屋外に搬出することは困難である」と明記されている。

ところが、1941年の「時局防空必携」発行以後は、このような記述は姿を消していった。

1941年版の「時局防空必携」は、大都市を中心とする全国の家庭へ400万部が頒布された（1941年12月2日付・大阪朝日新聞・甲A38）。当時としては最も発行部数の多い書籍となった。

火活動など無理である。

しかも、エレクトロン焼夷弾に水をかけるとマグネシウムと反応して燃焼が強まってしまう（62～63頁参照）。効果がない対処法というより、かえって危険を生じさせる行為である。

政府・軍部としては、空襲の危険性を強調し過ぎると市民が逃げ出してしまう懸念があり、他方、危険性を否定すると防空準備がおろそかになる懸念がある。そのため、空襲の可能性のあることを明記しつつも、焼夷弾を消すことは容易であると思わせることによって、空襲から逃げ出さないように情報操作をしたのである。

なお、上記の「時局防空必携」1943年改訂版では、1941年版にはなかった次の記載も書き加えられた。

「時局防空必携」（1943年改訂版・甲A87）49頁

「灯火管制を怠ったり、防空活動の出来る者で規則に定められた防空業務に従事しなかったりすると それぞれ処罰を受ける。」

すでに1941年の防空法改正により応急消火義務違反には罰則が設けられていたが、同年発行の「時局防空必携」にはそのことは記載されていなかった。しかし、1943年改訂版では、上記のように敢えて「防空業務に従事しなかった」ことが処罰対象になると明記されたのである。

このようにして、市民は「空襲時に逃げることは犯罪」であるという意識が植え付けられていったのである。

イ 危険・無謀で、役に立たない「防空訓練」を実施

防空法10条1項に基づく防空訓練（防空演習）は、全国の市町村で実施された。その実施にあたって、全国の市町村や隣組は、全国には配布された「時局防空必携」の記載内容が標準的な指針とされた。

1943年改訂版の「時局防空必携」（甲A87）は、同年の防空法改正を契機として改めて国民に防空活動を周知徹底させるために配布された。そして、そこに記載されたとおり、袋、バケツ、火叩き、水柄杓などが焼夷弾を消すための「七つ道具」として用意された。市民らは、バケツリレーなどをしながら「米英撃沈、イチ、ニ、サン！」などの掛け声をあげる訓練に参加を強制されたのであ

る。

客観的には、このような防空訓練は瞬時に周囲を火の海にする焼夷弾攻撃には役に立たない。そのことは、政府・軍部も十分に熟知していたはずである。

それでも防空訓練が実施されたのは、次の理由による。

第一に、防空訓練の実施によって、市民ら自らが戦争の臨戦態勢につかなければならないと印象付ける目的があった。日清・日露戦争や第1次世界大戦で日本本土に直接の攻撃を受けなかった日本では、市民が自ら国土を守らなければならないという意識は希薄であったが、今後は予測される空襲への対処が必要になった。

第二に、「空襲を受けるのは日本軍が弱いからだ」という反軍意識・厭戦意識の醸成を回避するため、「軍隊が全力を尽くしても、空襲は必至である」と事前に国民に教え込んでおく目的もあった。

第三に、市民が空襲時に都市から逃げることは不可能という体制を作る必要があった。防空訓練を実施し、そこに全住民が参加するよう隣組で相互監視の網を張らせることにしたのである。都市の住民は、否応なしに防空業務に従事させられ、それに異を唱えることができないようにした。言論の自由が保障されず、治安維持法のもとで戦争に反対する言動が犯罪とされる体制の下で、国民は空襲の危険が高まった都市から逃げ出すこともできないまま、攻撃を受ける最前線での防空活動への従事を義務付けられたのであった。

とはいえ、人間には自己防衛本能があるから、「命を捨てて国を守れ」と言われても、大多数の市民が簡単に防空活動という名の自殺行為に走るとは思われなない。だからこそ政府は、隣組という相互監視制度を構築するとともに、空襲や焼夷弾は怖くないから消火活動に立ち向かえという虚偽宣伝をした。さらには、次に見るように、命を捨てて国を守ることを美風として礼賛する思想を流布したのである。その点を以下にみることにする。

3 国を守るため、命を投げ出して防空活動に殉じる思想を流布

(1) 2つの「時局防空必携」にみる精神論・殉国精神の強化

前述の「時局防空必携」は、1941年に初版（甲A17）が発行され、1943年に防空法が改正されたのを機に改訂版（甲A87）が発行された。初版と比較すると、改訂版は、空襲への覚悟を求める記載や焼夷弾の種類に応じた対処法などが加えられ、より実戦的な内容に改められている（それでも焼夷弾への対

処法は不十分かつ無謀であるが。)

とりわけ目立つのは、改訂版では、「命を投げ出して国を守る」という記載がより強調されている点である。以下に、各記載を比較する。

時局防空必携 1941年版 (甲A17) 本文8頁

「 第三 民防空 其の一 防空精神

如何に物の準備があっても魂がしっかりしていないと役には立たない。特に防空の為には、老人も、子供も、男も、女も、一切の國民が次の心構え(防空精神)を持たねばならない。

- 1 全國民が「國土防衛の戦士である」との責任と名誉とを充分自覚すること。
- 2 お互いに扶^{たす}け合い、力を協^{あは}せ、命を投げ出して御國を守ること。
- 3 必勝の信念を以って各々持場を守ること。

此の防空精神は即ち日本精神である。 」

このように國民が「命を投げ出して御國を守ること」が求められる。それが「防空精神」だというのである。当時の政府・軍部は、この「防空精神」を全国の家庭へ浸透させようとしたのである。

さらに1943年改訂版には、冒頭に次のような「防空必勝誓」が掲げられている。

時局防空必携 1943年改訂版 (甲A87) 目次の後

「 防空必勝誓

- 一、私達は「御^{みくに}國を守る戦士」です。命を投げ出して持場を守ります。
- 一、私達は必勝の信念を持って、最後まで戦ひ抜きます。
- 一、私達は準備を完全にし、自信のつくまで訓練を積みます。
- 一、私達は命令に服従し、勝手な行動を慎みます。
- 一、私達は互ひに扶^{たす}け合ひ、力を併せて防空に當ります。 」

この「防空必勝誓」は、写真週報(甲A19・2頁)や家庭隣組防空指導書(甲

A 33・75頁) など各種の行政刊行物に繰り返し掲載され、国民に植え付けられていった。(※11)

このように国民が命を投げ捨てて国を守るという「国民防空」の考え方について、陸軍大佐であった石井作次郎は次のように述べている。

「国民防空は根本に於て、強い國家主義に發足せねばならぬ。即ち國民全体が國家と運命を共にすると云ふ殉國精神に出發してゐるのでなければならぬ」、「國民は一人も残らず、……棄身となつて我が尊い國家を護り通すと云ふ決死の覺悟即ち防空精神を發揮することが何より大切であ(る)」(石井作次郎『實際的防空指導』1942年、80頁)。

国民に対して、「国家と運命を共にする」、「棄身」、「決死」の覺悟すなわち「防空精神」の發揮が大切だと説いているのである。ここには、「国家が国民を守る」

※11 「時局防空必携」が発行される以前にも、防空の心構えを説く類似の刊行物が出版社・新聞社から多数刊行されていた。それらにも各種多様な「防空精神」と題する標語が掲載されていたが、それらの多くには「命を投げ出して守る」という記載はなかった。

一例として1941年防空法改正の直前に刊行された「隣組 家庭防空必携(第三版)」(1941年8月・東京毎夕新聞社刊・甲A85)の174頁には、以下のような「防空精神」が掲載されている。

「防空精神 (改行) 防空精神とは敵の空襲に際し、全國民が一丸となつて怖れず、驚かず、慌てず、騒がず、沈着剛膽、堅忍持久、善く法令規則を守り指導者の指揮に従ひ、秩序整然として防空に任じ、我が國土を護り通す精神を謂ふのである。」

この後、1941年10月に政府が発表した防空指導の指針(國民防空訓。甲A109)の中で、今後は「中央当局で刊行した防空資料を基準として貫きたい」と発表され、同年12月に「時局防空必携」(甲A17)が発行された。これ以後は、防空指導のスタンダードとして「時局防空必携」が使用・普及されるようになり、それに掲載された「命を投げ出して御国を守る」と書かれた「防空精神」がいわば公式のものとして各種刊行物にも使用されるようになった。

とか「国家は国民の福祉増進を目的とする」といった現代立憲国家の基本思想は一切存在しない。むしろ、「国民は自己を犠牲にして国家を守らなければならない」とする基本思想が貫かれている。

(2) 「主婦之友」などの雑誌でも、防空の義務が特集された

政府刊行物だけでなく、大衆向けの雑誌や書籍でも、繰り返し「防空特集」が組まれるなどして、紙面上で政府軍部関係者が読者向けに果敢な防空活動を推奨・賛美した。

月刊誌「主婦の友」昭和18年7月号（甲A84）は、「家庭防空必勝号」として発行され、「内務省防空局指導・必勝の家庭防空法」という7頁の記事が掲載されている。男性が兵役にとられた後に都市に残った女性に対し、防空活動において重要な役割を果たすべく以下のように心構えを説いている。

「主婦之友」昭和18年7月号（甲A84）

30頁「消防隊に頼るな——我家は我が手で——」

「家庭消防の根本は初期消火＝火事は最初の五分間といふが、この場合、一分間と訂正したい。日本の木造家屋は燃え易いが、素人にも消し易いといふ特徴がある。この二つをしっかりと腹に叩き込んで、協力一致敢闘精神をもって當れば、大型焼夷弾といへども恐れるには足らない。」

32頁「赤ちゃんは誰が護るか——主婦が赤ちゃんを背負って防空に活躍するのは実際問題として不可能だから、できれば待避する隣組の老人や子供達の手で護るやうにしたい。特に母親は子供に惹かれる気持を強く戒めねばならぬ。」

「家庭では——全員持場に頑張^{もちば}って、是が非でも消火を完了しなければならぬ。年寄・幼児・病人・不具者・妊産婦は、避難所で騒がず、静かに係員の指導に服す。」

「敵機通過と同時に直ちに焼夷弾落下現場に駆けつける姿勢をとつてゐること。」

「利己心を捨てよ——責任者の指揮を俟^まって、一人勝手な行動をとらないことが、混乱防止の根本。個人主義的な行為行動は防空必勝の大敵!」

このように、女性向けの雑誌にも、すぐに火を消す消火活動をせよとの指示が掲載された。「子供に惹かれる気持」を強く戒めて、女性が身体を張って消火活動をせよというのである。母親は、自分の子どもよりも自分の「持場」の消火を優先しなければならなかった。

本件原告の谷口佳津枝は、大阪大空襲を受けた際に、「お母さんは家を守らないといけないから」と母に言われて、幼い原告と姉の2人だけで家から逃げた。玄関先から歩いていく自分たちを、背後から心配そうに見つめていた姿が、原告谷口の見た最後の母の姿である。空襲後、原告谷口の母は、全焼した自宅の床下の防空壕から焼死体で発見された。これこそ、「逃げずに家を守れ」と命じられていたことによる被害である。

(3) 「被害極限」のもとでも戦い抜けと求める「決戦非常措置要綱」

軍需工場を標的にした局所的な空襲が始まった1944年(昭和19年)2月25日、政府は「決戦非常措置要綱」を閣議決定した(甲A24)。

同要綱は、冒頭で「決戦ノ現段階ニ即応シ国民即戦士ノ覚悟ニ徹シ」と述べ、民間人を含むすべての国民が「戦士」としての覚悟をもち、学徒動員や女子挺身隊などの動員強化を指示している。(※12)

※12 この決戦非常措置要綱の後、さらなる戦況悪化に直面した政府は、1945年3月23日に全ての職場・学校・地域において国民義勇隊を組織する閣議決定(甲A27)をした。さらに同年4月13日には、国民義勇隊を本土決戦下の戦闘組織として強化・再編成する閣議決定(甲A28)を行った。

これ以後、国民は都市から地方への退去が許されないだけでなく、米軍上陸後の本土決戦(ゲリラ戦)に備えて「郷土要塞(対敵拠点)」、「蛸壺(一人用散兵壕)」、「対戦車障碍物(溝、落とし穴)」の築造や、竹槍で米兵の喉元を突き刺す「竹槍訓練」や、戦車に飛び込む「肉薄訓練」などに駆り出されるようになった。新聞社は、軍指導のもとで「郷土要塞 我等の手で 國民築城必携」(甲A92)などの冊子類を頒布した。

戦争末期はこのような極限状態だったのであり、都市から地方への退去を許すという政策転換は最後まで行われなかった。

そして、同要綱の「三、防空体制ノ強化」の項においては、「空襲被害極限等ニ付テノ準備訓練ヲ徹底ス」と定めている。すなわち、空襲の「被害極限」に際しても、避難をするのではなく防空活動を貫徹すべく「準備訓練」をすることが求められたのである。

この要綱の閣議決定について新聞各紙は、「勤労防空を徹底」、「官も民も果敢に実践」などの見出しのもとで、「国民もかゝる政府の断乎たる決意に対し、皇国民としての忠誠心をもって不足を不足とせず飽くまで戦ひ抜くことが要請される」などと伝えた。（朝日新聞1944年2月26日付・甲A45）

こうして、すべての国民が強度の防空義務を課され、自己の生命ではなく国家を守るべきだと求められたのである。

（4）国策として、社会の隅々にまで「国を守れ」の思想が流布された

上記のように、政府は国民に対して、国のために命を投げ出して防空義務を貫徹することを求めたのである。

罰則を含む防空法により防空活動が法律的に強制されただけでなく、思想的にも国を守るために自己を犠牲にする忠君愛国の精神が強制されたのである。

上述の「時局防空必携」は、都市の各戸に400万部が配布された。1941年版（甲A17）の表紙裏には「この必携は都市の家庭に必ず一冊ずつ備へる」、「この必携を家庭の全員でくりかえしくりかえし読み合って理解して置く、隣組でも常会で研究する」、「家庭や隣組ではふだんからこの必携に書いてある通りの準備をととのへ訓練をやつて防空必勝の信念をかためておく」との記載がある（1943年版にも同様の記載がある）。

同冊子の内容は新聞各紙の連載で紹介されたり、政府発行の「週報」や「写真週報」で詳細な解説の特集が組まれたりした。（※13）

新聞紙上にも、「逃げるな守れ」（甲A60）などの見出しが大きく掲げられ

※13 「週報」は内閣情報局が編集する月刊誌であり、1942年当時は毎号100万部以上、1943年3月以降は毎号150万部が発行され、隣組の回覧にも付された。（「史料 週報解説」1988年4月刊・藤原彰監修（甲A93）9頁以下）

た。このようにして、防空義務から逃げ出せない制度とともに、それに従わざるを得ない社会状況が作り上げられたのである。

そして、後でもみるように、実際に全国各地が空襲被害を受けるようになった後も、一方で空襲被害を矮小化あるいは隠匿するとともに、他方では命を投げ捨てた「果敢な防空活動」が称賛されていくようになった。

(5) 大空襲の惨禍に直面しても、なお政府は避難を認めなかった

上記のように退去禁止と応急消火義務を徹底させるという政府の方針は、東京大空襲による悲惨な被害を目の当たりにした後も変わらなかった。

東京大空襲の4日後の1945（昭和20）年3月14日に開催された第86回帝国議会貴族院の秘密会議では、大達茂雄内務大臣が空襲被害状況を報告した。国会議事堂の周辺も空襲の焼け跡が広がっていた最中のことである。

これに関して大河内輝耕議員は、「人貴キカ物貴キカ」と追及し、次のように質問した。

「此ノ次ハ東京ガ全部ヤラレルカモ知レヌ、恐ラクヤラレルデセウ、其ノ場合ニ人ヲ助ケルカ物ヲ助ケルカ、ドッチヲ助ケルカ之ヲ伺ヒタイ、私ハ人ヲ助ケル方ガ宜イト思フ、……ソレガ宜イトスレバ、一ツ内務大臣カラ十分ニ徹底スルヤウニ隣組長ナリ實際ノ指揮ヲスル者ニ言ッテ戴キタイ、火ハ消サナクテモ宜イカラ逃ゲロ、之ヲ一ツ願ヒタイ」。

これに対して大達内相は、「ドウモ初メカラ逃ゲテシマフト云フコトハ是ハドウカト思フノデアリマス」と答弁し、人命救助を優先すべきとの答弁は拒否した。

さらに大河内議員が、「逃ゲ場所ヲ予メ作ッテ置クト云フコトハ御答ガナイヤウデアリマスガ」と批判し、「私ノ御尋シタイノハ、第一ノ避難場所、夜火災ガ起ッタラ何処ヘ逃ゲテ行クト云フコトノ場所ナンデス、其ノ場所ノ設備ガ十分デナイ、例ヘバ逃ゲテ宜イヤウナ場所ニ余計ナ建物ガアッテ見タリ、余計ナ設備ガアッテ見タリスル、サウ云フモノヲ綺麗ニシテ、何時デモ受入レラレルヤウナ態勢ニシテ置キナスッタ方ガ宜カラウ…」と質問した。

これに対する大達内相の答弁は、「特ニ避難場所トシテ広場ヲ作り或ハ邪魔ナ物ヲ取除ケテ置クト云フ、斯ウ云フ所迄ハ致シテ居リマセヌ。」という冷淡なものであった。

人を助けることを優先すべきという見解は、終戦するまで採用されることがなかったのである。

4 政府は空襲被害の実態を矮小化・隠匿し、情報操作をした

(1) 空襲被害を隠し、消火活動の「実績」と「美談」を流布

政府は、広報誌や新聞紙上などでも繰り返し「命を投げ出す果敢な防空活動」を美化・奨励し、それが実践されたという美談を発表して国民に植えつけた。

たとえばマリアナ諸島の基地から東京へ米軍機が初来襲した1944年(昭和19年)11月24日の東京大空襲に際して、大達茂雄内務大臣は、「一般(市民)は極めて冷静沈着に旺盛なる敢闘精神をもって落下する焼夷弾を火災に至らしめずして消火したことは誠に感謝に耐えない」、「如何なる事態に遭遇するともビクともせず即座に敢闘出来る心構えと準備をしておくことが大切である」との談話を発表した(甲A48の2)。

実際には、この一日だけで死者224人、被災家屋332軒もの重大な被害が生じていたが、そのことは隠され、焼夷弾を消したという美談ばかりが強調されたのである。

サイパン島や硫黄島が陥落して間もなく本土空襲が激化必至の情勢となった1945(昭和20)年3月7日に軍部が発表した空襲判断は、「日本本土は必ず頻繁に敵の機動空襲を受けることになる。」(甲A22・10頁)と述べて、国民に対しては物資不足や水道破壊、疫病の流行などの覚悟を求めたうえで、「国民の日常生活はもはや穴居生活を本旨とし」(甲A22・12頁)、「絶対不敗の信念を持ち、絶対不敗の態勢を一日も速かに確立して、日本全土を要塞にする。我が身を、心を要塞たらしめ、我が村、我が海岸、我が山を要塞たらしめなければならない」(甲A22・12～13頁)、「既に国内は戦場となっているのである。もはや今日銃後なるものは存在しないのである。一億国民がすべて戦士にならなければならない。そして準備さえどしどし進めてゆくならば、戦さに敗けることはない」(甲A22・13頁)、などと自己犠牲のもとに国家を守ることを押し付けているのである。

(2) 政府の報道管制により「被害は軽微」と連日報道された

政府は、実際に生じた空襲被害の実態を矮小化して虚偽の発表をすることにより、国民が空襲を恐れたり事前退去することを防ごうとした。

その例を以下に挙げる

ア 初期の空襲・・・「果敢な防空陣」の活躍を礼賛

1942年（昭和17年）4月18日に、本土初空襲で名古屋・神戸・三重などで死者89名・被災家屋251軒もの被害が出た。ところが大本営発表は、「被害を最小限に止め得た」（甲A41の1）などというものであった。

1944年（昭和19年）1月24日の東京空襲の際は死者224名、被災家屋332軒もの被害が出たのに、大本営発表は「我方の損害は軽微」（甲A48の1）というものであった。後で述べるとおり政府軍部による報道管制のため、空襲被害の実相は秘匿されたのである。

イ 東京大空襲（1945年3月10日）

——その被害実相が隠されたまま、3日後の大阪大空襲へ

1945年3月10日の東京大空襲も、大本営発表は「帝都市街を盲爆」、「八時頃までに鎮火せり」（甲A55）といったものであり、一夜に約10万名を超える死者が出た事実は発表されなかった。

翌11日付の朝日新聞には、「帝都各所に火災発生したが、軍官民は一体となって対処したため、帝都上空を焦した火災も朝の八時ころまでにほとんど鎮火させた」などと、従来同様の「民防空陣の果敢な活動」を賛美する記事が掲載され、あたかも軽微な被害で済んだかのような報道がなされた（甲A55）。

しかし、この東京大空襲は、それまでの軍需工場を標的とした散発的な空襲とは比較にならない大規模なものであり、直接に住宅密集地を狙ったものである。もっとも万全の軍防空を確立すべきはずの東京が空襲を受けたのであり、次は大阪や名古屋など全国の都市が狙われるということは政府にとって容易に予想できたはずである。

政府は、たとえ直ちに戦争を終結できなくても、空襲被害の実相を国民に知らせて、「今までの小規模・散発的な攻撃を想定した対処法では太刀打ちできない」と周知できたはずである。名古屋大空襲までは2日間、大阪大空襲までは3日間という時間があったのである。

ところが、大阪を含めた全国の国民は、東京が甚大な空襲被害を受けたことを知る機会もなく、逃げる機会、あるいは逃げたいと思う機会すら奪われたまま、大阪大空襲を受けるに至った。今後の全国各地の国民の生命と安全に直接かわる重大な事実を敢えて秘匿したという点で、政府の責任は余りにも重大である。

政府は、東京大空襲において一夜で約10万人もの人命が失われたことへの反

省もなく、それを教訓として同様の被害を繰り返さないよう緊急の措置をとることもなく、そのまま国民を空襲の火の海の下に縛り付けたのである。

ウ 大阪大空襲（1945年3月）

———三大都市空襲の後も相変わらず「初期防火 最後まで頑張れ」

1945年（昭和20年）3月13日深夜の大阪大空襲についての政府の公式発表（大本営発表）も、東京大空襲と同様に、B29が「盲爆」をして市街地各所に被害を生じたが火災の大部は午前9時30分頃までに鎮火した、という内容であった（甲A108）。

しかし実際は「盲爆」などではなく市街地全域が焼け野原になり、死者数は3987名にのぼったのである。そのような事実は一切発表されていない。

また、大本営発表によれば来襲した敵機は約90機で、そのうち11機を撃墜し、約60機に損害を与えたという。しかし、アメリカ軍側の発表によれば、来襲したB29は274機であり、そのうち撃墜されたのは2機だけ、損傷を受けたのは10機だけとされている。このように敵機の数を過小に発表し、日本軍の戦果を過大に発表したのである。

同年3月15日付の朝日新聞は、1面冒頭に「大阪地区を盲爆」という記事を掲載するとともに、1面中央部に「夜間盲爆に断乎勝抜け 初期防火と延焼防止 最後まで頑張れ 焼夷攻撃にひるまず敢闘」と見出しを並べた大型記事を掲載した。その内容は、以下のとおりである。

1945年3月15日付 朝日新聞（甲A108）

（東京大空襲の被害についての記述）

「興亡を賭して戦ふ大戦争に、これくらゐの痛手は当然と思ふべきである。我らはただ一途祖國神州護持の大精神に燃えてただ敢闘するのみである。」

わずか4日間のうちに東京・大阪・名古屋の三大都市が空襲を受けて、合計で死者10万人以上、負傷者約5万人、被災家屋は約43万軒という重大な被害を受けたのに、「これくらゐの痛手は当然」と言い、精神論を繰り返しているのである。さらに、記事は続けて次のようにいう。

1945年3月15日付 朝日新聞（甲A108）

「初期消火においては各所において凱歌をあげた。一人で何十発も消したといふ話が沢山ある。しかし空家とか無人家とか、防空上弱点とされてゐるところから火の手があがった。」

「次に大火の原因としてあげられることは火焰におどろいて、たじろいだためもある」

「このやうな貴重な体験から割り出して更に厳しくなる敵の爆撃に対しわれわれはいかに戦ふべきか、それにはまづ滅私純恩の大精神のもと、敢然祖国を護るといふ気概が絶対必要であるが、先ず敵を知ることが第一だ、（中略）次に初期消火と延焼防止が絶対に必要である」

このように、要するに今までどおりの消火活動を、今まで以上に果敢に行えというのである。しかし、三大都市の大空襲は、もはや初期消火を心掛ければ被害を食い止めることができるといったレベルではなく、猛烈な火焰が一気に襲いかかって来るのである。もはや「待避所から飛び出してすぐ消火」、「焼夷弾は火叩きで消す」という対処法は役に立たないことは、広大な焼け野原を見れば明らかである。

それでも、政府は空襲被害の実相を秘匿し続けて、全国の都市での空襲被害をいっそう拡大した。

なお、この4日後（同年3月17日）の神戸大空襲に際しては、被害軽微とは言わず「相当の火災発生」という大本営発表（甲A58）がなされたが、2599名もの死者が出たことは一切秘匿された。

このように国民は、空襲被害の実相を知らされないまま、危険な防空従事を強いられていたのである。

エ 空襲による情報を隠蔽する政府による報道管制

政府は、空襲が本格化する以前から、空襲被害の頻発を予測し、その報道を強く規制する方針を取っていた。

まず、1942年（昭和17年）7月31日に、大本営陸海軍部と政府情報局は、空襲についての報道発表について、「敵ノ来襲及防空戦闘ニ関スル事項は大本営ニ於テ発表シ同時ニ情報局ニ通報ス」との協定を締結した（甲A31・34

5頁)。

翌1943年(昭和18年)5月6日には、大本営発表以外には特別の必要がない限り政府各省による発表は行わないという申合せが政府情報局と各省との間で確認された(甲A31・345頁)。大本営が空襲に関する事実発表を完全に握ったのである。

そして、新聞・ラジオなどの報道機関に対しては、内務省警保局が「敵襲時地方庁ニ於ケル報道措置要綱」(甲A31・346頁)を定め、強い報道管制が敷かれることになった。たとえば空襲被災地の町名以下の地名は発表不可とされ、市・区の「中部」「東部」などの表記のみが許された。死傷者数も原則として発表不可とされ、例外的に発表される場合は概数のみが許された。官公署や工場の被害状況も発表不可とされ、「被害ノ状況ニ触ル、コトナク移転先のミヲ告示スルガ如キモノ」のみが許された。道路・橋梁・電気の被害状況も発表不可とされた。爆弾等による破壊部位の深度や面積なども発表が禁止された(甲A31・348頁の表)。

このように、被告国は空襲被害の実相が報道されることを恐れて禁止した。このことは、国民を空襲の最前線に立たせて防空義務を果たさせるうえで不可欠だったのである。

オ 国民に「軍を信頼せよ、詮索するな」と強要

このような政府・軍部の姿勢を露骨に示している新聞記事がある。それは1942年4月18日に行われた最初の本土空襲の報道記事である。

空襲の翌日付の朝日新聞は、「敵機は燃え墜ち退散」、「“必消”の民防空に凱歌」、「バケツ火叩きの殊勲」などの見出し(甲A42の1)を掲げて、軍官民一体で戦闘に勝利したかのような報道をした。

この日だけで89名の死者が出たにもかかわらず、その事実は秘匿され、「老人や婦人が一人で三、四個の焼夷弾を消止めた如きは非常な功績」などという湯沢三千男内務大臣の談話(甲A41の2)が報道されるなどした。

そして同新聞は、「慎め詮索や憶測 軍を信頼・職場を守れ」という見出しに続けて以下のように記載している。

朝日新聞1942年4月19日付 (甲A42の1)

見出し 「慎め詮索や憶測 軍を信頼・職場を守れ」

本文 「爆撃の状況を種々詮索したり或は憶測等によって流言蜚語をなす等は厳に戒めねばならない。作戦上のことに関しては一切軍に信頼して、一般国民はそれぞれ全力を挙げてその持場を守り、各自の任務を全うすることが必要である。」

これは、新聞各社を報道管制において情報を隠匿しようとした政府軍部の姿勢を露骨に示す文章である。いわば、防衛体制の不備への批判を回避するため「軍を信頼せよ」と強弁し、空襲の恐怖が広まることを恐れたため「詮索はするな」と指示し、空襲被害の真実を語る者がいたとしても「流言蜚語だから信じるな」と流布したのである。政府軍部は、初めての空襲を受けた市民が動揺することを強く恐れていたことが分かる。

(3) 焼夷弾を受けたことによる被害の実態も隠し通した

ア 焼夷弾は投下されたが、「大した心配はいらぬ」、「容易に消せる」

政府は、米軍機による空襲を受けた後も、米軍の焼夷弾の破壊力について真実を知らせず、焼夷弾を恐れる必要はないから逃げずに消火活動に従事せよと国民に指示をした。

たとえば、陸軍中部軍管区の赤塚中佐は、米軍が1944年（昭和19年）12月に中部地方の空襲で新たに用いられた焼夷弾について、火力が強いことは認めながらも、「初めから家を一軒犠牲にする覚悟で初期消火を重点的にやれば大した心配はいらぬと思われる。」、「（焼夷弾の飛沫を顔に受けた場合は）直接手で拭かず必ず衣類か何か布地で顔を覆って一時空気を絶ちさえすれば容易に消せる」などと述べている（甲A53）。これはまったく虚偽の内容である。

イ 「日本の建物状況では被害は大きくない」という虚偽情報

北九州や長崎県の軍需工場周辺への大規模空襲を受けた後、1945年1月10日に政府が発行した「週報」第428号（甲A21）は、軍部や政府役人による「決戦防空座談会」の様子を次のように掲載した。

「週報」第428号「防空座談会」

（1945年1月10日・政府発行）（甲A21）

「爆弾なんていふものは、落ちてても外国と異ひ、日本のかういふ

土地及び建物の状況では被害は大して多いものぢゃない。」、「焼夷弾ぐらいのもので何十戸、何百戸焼いてゆくといふやうなこと、何時間も焼き続けるといふようなことは実に愚な話であります。」（8頁）。

「大きく焼けました所は、焼夷弾が落ちたのに、長く待避をしておいたために消火の時期を逸して、あゝいふやうな結果を生じたんぢゃないかと思ひます。」（12頁）

この座談会は、驚くべきことに、日本の土地や建物の状況では空襲被害は大きくないというのである。しかし、それ以前の各種政府資料には、木造家屋の多い日本では急速に火災が広がることは随所に明記されていた（一例として、1941年9月発行の「家庭防空の手引」（甲A103）5頁には、「爆弾そのものによる被害よりも火災の惨禍の方が如何に大きいか」、「外国の家屋とちがつて、燃え易い木造家屋の密集している日本では、敵の投下した焼夷弾で先づ何よりも火災を起こさせないことがどうしても必要」との記載があり、外国よりも日本の方が大きい被害を受けることを明記している。）。ところが1945年1月になって、まったく正反対の事実を国民に周知するようになったのである。

この座談会は、焼夷弾を消し止めたという真偽不明の武勇伝を語るとともに、そのような発言を流布して焼夷弾は怖くないと国民に「思わせること」が大切だと、以下のように露骨に説いている点が特徴である。

（◇、□、▽は原文のままであり、座談会の発言者を示している。）

「週報」第428号 12頁以下

◇「焼夷弾なんか絶対怖くないものであるといふことを各人が認識して貰ひたいと思ひます。私達も実際において経験したといふのは、昨年十一月三十日が初めてでした。今後はもう絶対的に焼夷弾は怖くないといふ自信を得ました（以下略）」

□「今の話にあったやうに、焼夷弾は恐ろしいもんぢゃないといふ感じを皆に持たせる。そうして、どうして消したらよいかといふことを徹底させることが一番必要だと思ひます。」

（中略）

▽「暗夜、焼夷弾が落ちるとこういふふうな状況になるといふことをハ

ッキリ教えて置き、決して恐るべきものではないといふことを認識させる必要があると思ひます。」

座談会の出席者が焼夷弾に立ち向かった武勇伝を語る目的は、真偽はともかく国民に向けて「焼夷弾は怖くない」と思わせる点にある。しかし、座談会で語られている北九州や長崎の空襲は、甚大な被害をもたらしたにもかかわらず、その被害実相は隠されている。

この時期は、すでにマリアナ諸島が陥落して米軍基地が作られ、散発的な本土空襲が始まっていた。今後の空襲本格化が予測されていた。政府軍部はすでに受けている空襲被害状況を熟知しており、被災した市民はすでに焼夷弾爆撃の恐怖を知っていた。政府は、空襲の実体験や恐怖が市民に知れわたることを回避し、市民が空襲から逃げないように、積極的に虚偽の事実を流布したのである。

ウ 「焼夷弾が消防の役割を引き受けてくれる」という虚偽事実の流布

さらに、1944年12月27日の東京空襲の直後に警視庁の飯塚防空課長が被災地を訪れたことを紹介する新聞記事には、次のような奇妙な文章が掲載されている。

朝日新聞 1944年12月30日付 (甲A54)

「この種焼夷弾は地上に激突すると漏斗口をつくる相当な破壊力をもつが、わが方から見れば一つの効率的な破壊消防の役割を敵弾自体が引き受けてくれるわけで延焼防止も可能となる」

これは、余りに奇妙な見解であり、一見して事実と反することは明らかである。

焼夷弾が建物に直撃した場合、直ちにその建物を燃焼発火させるとともに、周辺の建物にも直ちに延焼や同時発火の危険性を及ぼすのであるから、“焼夷弾のおかげで破壊消防の効果がある”などとは到底言えないはずである。

このような見解を発表することが、焼夷弾の危険性から目をそらせる効果（あるいは「一定の被害を受けるのは当然であり落胆する必要はない」と思わせる効果）を生じることが明らかである。その目的は、敗北感や厭戦意識の蔓延を回避して戦争を継続することだけである。国民を空襲から守ろうという意識は微塵も存在しない。

エ 科学者は、焼夷弾を消すことは事実上不可能と指摘していた

焼夷弾の燃焼実験を実施した学者は、焼夷弾の消火は事実上不可能と指摘していた。

一例として、大阪帝国大学教授（理学博士）の浅田常三郎が著した書籍「防空科学」（甲A91）がある。これは、米軍が本土空襲をした後の1943年5月に発行されたものであり、本文251頁にわたる解説書である。

そのなかで浅田教授は、エレクトロン焼夷弾に含まれるテルミット剤は2760℃で燃焼してエレクトロンに引火し、それが約20分間燃え続けると指摘した。そして、焼夷弾2000発を搭載できる敵機1機だけの攻撃でも、「如何なる消防でも或はそれ等の補助員も一度に之等の火事を消すといふ事は非常に困難な事である」と指摘している。

そして、「テルミットは現在の所では消火することは殆ど不可能な事で、約15～20秒で燃えつくして了ふ（その間にエレクトロンに引火する）から、テルミットの燃えている間に焼夷弾に駆けつけるといふ事は極く稀である。」と指摘した。焼夷弾が落ちたらすぐ「待避所」から飛び出して消火をしても、消火は困難なのである。

さらに浅田教授は、テルミットが燃え始めてから水をかけると、その含有マグネシウムと反応して燃焼が強まってしまうと述べている（同書156～157頁）。そこで、僅かに考えられる消火方法として、ポンプで超高压の注水を行って発火点以下の温度まで冷却する（これは理論上の説であり、実験は成功していない）、あるいは炭酸アンモニウムを加えた明礬^{みょうばん}水溶液を封入した「消火弾」を用いること（これを隣組が用意することは技術的・経済的に不可能である）、を提案している（同書198～203頁）。いずれも現実に不可能な消火方法である。

科学者として、軍部への遠慮からか「このような消火方法がある」と提案する形をとっているが、その文章を読めば、「現実的な消火方法は存在しない」という事実が容易に分かる。

政府軍部は、こうした事実も意図的に無視して、ただ精神主義的に「火を消せ」と国民に強いることによって、多くの犠牲者を出したのである。

5 「隣組」の組織化による防空体制の構築

(1) 法令に基づき組織された隣組

これまで述べた「国民防空」の体制を現実に作用させるためには、空襲が予想される都市の住民を組織化して集団的に防空の任務に就かせることが必要であった。

また、空襲を恐れて逃げることを許さない相互監視の体制を構築することも不可欠であった。

そこで当時の政府は、主務大臣や地方長官を頂点とする指揮命令系統の最下部に、地域住民からなる「隣組」や、職場や学校の「報国隊」などを組織化した。特に、都市住民を直接かつ広汎に防空業務に駆り立てる役割を担ったのが、隣組である。

隣組とは、1940年（昭和15年）9月に内務省が発した「部落会、町内会、隣保班、市町村常会整備要綱」によって制度化された5～10軒程度の家庭からなる防空の基本単位である（それ以前から存在していた自主的な町内会組織等を基礎として、これを正式に国家の指揮監督下におくこととしたものである。）。

大阪市に例をみると、1943年（昭和18年）当時の大阪市町会規則（甲A32・15頁）が組織体制を定めている。「隣組」は、大阪市が制定した町会規則に基づいて町会が設置し（同規則2条3項）、その世帯数や組織体制は同規則で定められている（同規則28～33条）。その「隣組」を含む町会は、大阪市長の監督に服し（同規則14条）、「防空防護ノ強化」等を目的とする「防護部」の設置も義務付けられていた（同規則34条・36条）。

また、1943年5月当時の「大阪市隣組防空指導要綱」（甲A77）の第3条は、「隣組防空ノ育成指導ハ市長之ヲ統括ス」と規定し、同第5条は、中部軍司令部防空主任参謀や大阪師団司令部防空主任参謀、警察署長、消防署長などを委員に含む「大阪市隣組防空指導委員会」を組織すると定めている。隣組は純然たる自主的防災組織ではなく、政府・軍部の指揮命令に服する上意下達型の防空機関と位置づけられたのである。

隣組の会議や、隣組の組長らが集まる町会常会には、陸軍将校や警察官が出席して防空活動につき指示や訓示を述べることもあった。一例として1944年（昭和19年）3月2日の朝日新聞（甲A46）は、東京都内の3町会につき1箇所割合で合計900箇所の会場で、陸軍将校が常会に出席して「戦局の実相を講話して都民の総決起を促すことになっている」、そして閉会後は、「参会者は各自の隣組で趣旨ならびに指示を全組員に透徹し八百万都民が一丸となって

の総決起を促す」ものと報道している。このことから、隣組が軍隊の作戦に順応して、その指揮系統下に属しながら防空活動を行う組織であったことが分かる。

(2) 隣組に課せられた任務 —— 補助的ではなく第一次的な消火義務

ア 消防隊などに頼らず、単独で自ら貫徹する防空活動

政府が全国の都市家庭へ配布した冊子「時局防空必携」（昭和18年改訂版＝甲A87）の5～6頁には、隣組は「防空の組織」とであると明記している。

時局防空必携 昭和18年版 （甲A87）5～6頁

第三 防空ノ組織

防空上最も大切なことは各自がそれぞれ全力を挙げてその持場を守ることである。その為に自衛防空機関として家庭防空には隣組があり、官公署、学校、工場、銀行、会社には特設防護団がある。

自衛防空機関の手の足りないところや力の及ばない場合には、警防団や警察署、消防署、市町村の防空機関等が出動して防空活動をする。

注視すべきは、政府・軍部・消防機関に頼らず、「各自がそれぞれ持ち場を守ること」が「最も大切なこと」と述べ、隣組による自衛防空では足りない場合のみ消防署などが出動するとされているのである。すなわち、隣組は公的な防空業務の補助をする第二次的防空機関ではなく、自ら単独で防空業務を遂行する第一次的な防空機関として位置づけられている。

この「時局防空必携」には、警戒警報や空襲警報の発令時など各場合における隣組の任務が明示されている。具体的には、防火用資材の確保、防護監視所の設置、警報の伝達、焼夷弾が落下して火災になった場合の消火活動など多岐にわたるものであった。どこをみても「避難」を認める記載はなく、原則として消防・警察に頼らずに、隣組の任務として自力で消火活動をするよう強いられていたの

イ 「隣組防火主義」を掲げる「家庭防空の手引」

1941年9月に政府が発行した「家庭防空の手引」（「週報」第256号に所収）には、以下のように「隣組防火主義」を掲げており、隣組が第一次的

な消火義務を負う理由を述べている。

「家庭防空の手引」 (政府発行・甲A103)

「燃え易い木造家屋の密集してゐる日本では、敵の投下した焼夷弾で先づ何よりも火災を起させないことがどうしても必要です。そして多数に落下する焼夷弾に対しては、どうしても隣組の手でこれを処理せねばなりません。こゝにわが防空の特殊性として、いはゆる防火第一主義と隣組防火主義が生れて来ます」 (5頁)

「敵機が潜入して爆弾や焼夷弾を投下した場合、それから起る火災を防ぐことは、先程述べた通り全國民の仕事です。しかし國民がバラバラで焼夷弾に向つてゐたのでは、なかなか消せるものではありません。そこでこれを組織化したのが隣組です。つまり十軒か十五軒の家が一組となつて、お互に力を協せて、自分の隣組の中へ落ちた焼夷弾を処置しようといふのです。」 (6頁)

「大型焼夷弾が最も濃密に投下された場所でも、一隣組か二隣組に一発ぐらゐの割合だと想像されますから、一つの隣組で一発引受けるといふ意気込みで、ふだんから指示された通りの準備と必要な訓練と知識さへもつてゐれば、空襲は決して恐るべきものではありません。」 (6頁)

政府がこのように明言しているとおり、隣組は焼夷弾による空襲に対処するために組織されたものである。木造家屋が多い日本の防空には不可欠のものとして隣組が組織化され、上記のとおり「隣組防火主義」が唱えられたのである。

この「隣組防火主義」のもとで、具体的には次のように防空活動の指導・訓練がなされていった。

ウ 自衛防空の「敢闘」と「完遂」を求める「隣組防空指導要綱」

1943年5月当時の「大阪市隣組防空指導要綱」(甲A77)は、大阪市の隣組に対して防空業務を指導する指導方針を次のように定めている。

大阪市隣組防空指導要綱 (1943年5月現在・甲A77)

第8条 隣組防空ノ指導項目ハ概ネ次ノ如シ

- (一) 防空精神ノ涵養ニ関スル事項
- (二) 防空知識ノ普及徹底ニ関スル事項
- (三) 防空設備資材ノ整備ニ関スル事項
- (四) 防空訓練ノ実施ニ関スル事項
- (五) 其ノ他防空ニ関シ必要トナル事項

第9条 防空精神ノ涵養ニ関シテハ空襲ノ当初ハ勿論ソノ災害ノ渦中ニアリテ敢闘ヲ以テ災害ノ防止軽減ニ従事セントスル自主防衛ノ旺盛ナル意識ト沈勇忍耐ノ氣象トヲ助長スルト共ニ自衛防空ノ完遂ハ即チ一面国力扶持ノ重要ナル要素ナルコトヲ知得セシムルヲ主眼トシテ指導スルモノトス

このように、隣組による防空活動は、「空襲の当初」だけでなく、猛火が襲いかかる「災害の渦中」においても「敢闘」することを求められ、火を消し止めるまで持ち場を離れずに防空を「完遂」とするという防空精神が強調された。

隣組に対するこうした指導は、大阪市だけではなく全国において行われた。

エ 軍官民と一体の防空業務を定める「家庭・隣組防空指導書」

1944年12月、全国の警察局が「家庭・隣組防空指導書」を作成し、各府県内の全戸に配布した。内容は全国でほぼ同じである。

大阪府警察局が作成した同指導書には、以下のような記載がある。

大阪府警察局「家庭・隣組防空指導書」 (甲A33・75頁以下)

「この防空は陸海軍の行ふ防衛に即応して行われるのであって、軍官民が一体となり、どんな困難にも打ち勝ち、それぞれの任務に邁進して、初めて隙のない護りを固め得るのである。」

「防空上最も大切なことは、各自がそれぞれ全力を挙げてその持ち場を守ることである。そのために、自衛防空機関として家庭防空には隣組があり、官公署、学校、工場、銀行、会社等には特設防護団がある。」 (甲A33・84頁)

このような記述に続いて同「指導書」は、隣組が常備すべき防火用資材・防護監視所・待避所について定め、隣組における監視・防火・連絡等について防空従

事者の分担を義務付けている。

そして、家庭や隣組に対して、「防空活動の出来る者は全部防空に当る」ことを求めており（甲A33・92頁）、隣組が平素から空襲への備えや防空訓練を行うとともに、空襲時の警報伝達や防護監視、さらには延焼防止を目的とする組織的な消火活動なども義務付けられていた。

このように、政府は、軍部と一体になった防空義務を国民に課したのである。このような「隣組」は、防空活動の実施だけでなく、近隣住民の相互監視も担うこととなり、防空体制から逃げる事が許されない強固な体制が構築されていたのである。

オ 隣組による防空訓練、そして空襲時の活動の美化

1941年（昭和16年）の防空法改正により国民の応急消火義務が法定されたのに呼応して、隣組による防空訓練は本格化していった。

たとえば大阪府消防課は、同年12月に、応急防火義務を徹底するため6ヶ月間にわたり全ての隣組に「実地指導訓練」を行うこととした。それを伝える1941年12月21日付の朝日新聞（大阪版）の記事は、次のように記している。

見出し 「ポンプ 誰でも操作を 改正防空法で隣組を訓練」

本文 「二十日から改正防空法が実施され、空襲により建築物に火災が生じた場合、その管理者、所有者、居住者およびその付近の通行人は応急防火に協力する義務を持つこととなったが、府消防課ではこれを徹底させるとともに、1月中旬から6ヶ月間に亘り市内の全隣組および特設防護団に自衛（応急）防火の実地訓練を行ふ
これは各消防、警察署ごとに日曜祭日を除き毎日1町會ごとに係官が出動してその町會内の全隣組員を集めて手をとって応急防火訓練を行ひ、同時に各町會に既に数多く設備された腕用ポンプを誰でも操作できるように教へ込み、隣組だけで鉄壁の防空陣を布かせようといふのである」

この記事からも分かるように、隣組は決して自主的に組織された親睦組織とは異なり、警察や消防組織と一体となり、その指揮系統下において防空活動に従事する組織だったのである。

そして実際に1942年（昭和17年）4月18日に日本本土が受けた初空襲の際にも、湯沢内務大臣は隣組員の防空活動を讃える談話を発し（甲A41の2）、新聞は「街々に健気な隣組群」などの見出し（甲A42の1）で隣組の危険な消火活動を美化する記事を大きく掲載した。

（3）隣組による防空活動と監視の実態

——徹底した情報管理、強い隣組長の権限

隣組に対する防空指導は、上述の「時局防空必携」など各種の冊子・書類や、警察・消防による指導監督により強められた。

その一例として、長崎県警作成の「隣組防空計画手牒」をみる。

ア 警察署長等による点検以外は「秘」とされた隣組防空計画

「隣組防空計画手牒」（甲A89）は、A5版で152頁の手帳であり、表紙の右肩には「秘」と記載されている。

冒頭には5カ条からなる「取扱心得」が掲載され、次のように記されている。

「隣組防空計画手牒」 1942年3月・長崎県警発行（甲A89）

取扱心得

- 一、本手牒ハ隣組ノ防空計画ヲ設定シ有事ノ際ニ備ヘルモノトス
- 一、本手牒ハ隣組防空体制ヲ明瞭ニ記載スベキモノトス
- 一、本手牒ハ秘密取扱トシ警察署長、市長村長、町内會長等防空機関以外に被見セシメザルモノトス
- 一、本手牒ハ警察署長、市長村長、町内會長等ニ於テ其ノ整備状況ヲ時々点検スルモノトス
- 一、本手牒ハ隣組長交代ノ場合後任者ニ嚴重引継グベキモノトス

このように、隣組長は上記の手帳に防空計画を記入し、それを示すことによって警察署長らによる点検を受けることになっている。以下に示すように、隣組長は各家庭内の状況を把握・記録し、それを隣組内部に対しても秘密扱いとする「隣組防空計画」に記載していたのである。

イ 予め定めた「避難該当者」以外の退去・避難を許さない監視体制

この「隣組防空計画手牒」（甲A89）には防空計画の内容を記入する欄がある。その最初は、40頁にわたる「家庭別一覧表」である。そこに最大20家族分の氏名・年齢・職業・防空上の任務を記載し、「火叩き」や「砂袋」などの防空設備の準備状態等も記載する。

そして、各家族ごとに「防空責任者」、「防空ニ従事シ得ル者」、「防空ニ従事シ得ザル者」、「避難該当者」、「避難者保護者」の記入欄がある（※14）。

その後の頁には、各家庭ごとの「避難該当者」を列記する記入欄が設けられた。これ以外の者は退去・避難を許されないという監視体制が敷かれたのである。

この手帳は、「隣組防空計画手牒」という表題でありながら、実際に「防空計画」の記入欄が登場するのは中盤の54頁目以降であり、その頁数は僅か8頁である。それよりも先に、最初の40頁にわたる家庭別一覧表と6頁の避難該当者表が多くを占めている。つまり、防空計画の作成よりも、家庭状況の把握・記録の方が優先順位が上なのであり、隣組が各家庭を監視する役割を担っていたことが表れている。

ウ 隣組長の指導による決死の防空活動

——— たとえ自宅が炎上しても、隣組の一員として隣組長の指揮に従う

上記手帳の「防空計画」の記入欄には、隣組長が策定すべき実施計画として、以下の記載がある。

「隣組防空計画手牒」 1942年3月・長崎県警発行（甲A89）

隣組防空計画 実施計画

1、組長ハ防空活動時組員ノ全般的指揮並ニ灯火管制其ノ他防空活動

※14 家庭別一覧表の欄外注には、「避難該当者ハ國民学校初等科兒童又ハ年齢七
年未滿ノ者、妊婦、産婦、褥婦、年齢六十歳ヲ越ユル者、傷病者又ハ不具廢疾者ニ
シテ防空ノ実施ニ従事スルコト能ハザル者ヲ記載ス」とある（65歳ではなく60
歳となっている点は防空法施行令7条ノ2と異なっている。）。したがって、これ以
外の者は避難が禁止されたものとして、隣組に把握・監視されることになる。この
点からも、内務大臣から個別の退去禁止命令が出されなくても、一般的に国民は都
市から退去することができなかつたことが分かる。

ノ指導ニ任ズルモノトス

6、焼夷弾落下直後隣組ノ最大威力ヲ瞬間的ニ發揮スル為上記班ノ任務分担ニ依リ最寄ノ水源ヲ利用シ各個注水ヲ行フモノトス

1 4、焼夷弾落下後ノ家庭ニ於ケル防空責任者 防空従事者ハ防火ニ努メ隣組員到着後ハ別命ナク組員トシテ行動スルモノトス、尚自家火災発生セル場合と雖モ組長ノ指揮下ヲ脱シ、各個ノ行動ヲナサザルモノトス

このように、隣組長は防火活動の「全般的指揮」と「指導」を行うものとされた。そして、自宅が炎上している場合でも、隣組長の指揮下を脱して個人行動に出ることはできず、あくまで隣組員として防空活動を続けることが隣組員に求められたのである。

(4) 隣組は、空襲から逃げだせないための相互監視体制

隣組による消火活動が賛美されることの裏返しであるが、「空襲を怖れて消火活動に協力しない者は非国民」とされる風潮も醸成されていった。

日常的な近所付き合いがあり、互いに顔も名前も知りあった者が、戦争協力のために組織化され、防空義務を課されたのである。誰しもが自己犠牲を前提として戦争に協力するため結合された組織であるために、協力をせず逃げる者は直接に名指しで卑怯者呼ばわりされることになる。その町に住み続けることはできなくなる。このような状況に追い込まれるために、具体的な姿の見えない国ないしお役所から命じられた個人的な義務よりも、隣組の活動として近隣住民と協力して行う集団的な義務の方が、逃れることは困難になるのである。まさにこれこそ、隣組を組織化して防空の機関として位置付けた目的であった。

隣組は住民を相互に監視させ、集団的に課された防空義務から逃れることを許さないための組織だったのである。

6 結論

これまでみたことから明らかなとおり、防空義務を課され、都市からの退去を許されず空襲に遭わされた被害や、防空義務を課されたために逃げ遅れたことによる被害は、他国の攻撃により生じた被害というだけでなく、日本国政府が誤った国内政策をとったために生じた被害といえる。

そして、否応なしに空襲の最前線に立たされ、命を投げ出して消火活動を義務付けられた一般民間人は、その身体・生命に対する重大な危険性に直面していたという点で、軍人・軍属に比類するものである。

このような危険を原告ら国民に与えた被告国が、戦災被害の補償について軍人・軍属と異なる処遇をすべき合理的理由は到底見だし難い。

被告国が戦時中に国民に対して過酷な防空義務を負わせて身体・生命を重大な危険に晒した事実は、被告国が空襲被害者に対して補償する義務（作為義務）を発生させる先行行為となるべき事実である。

以上